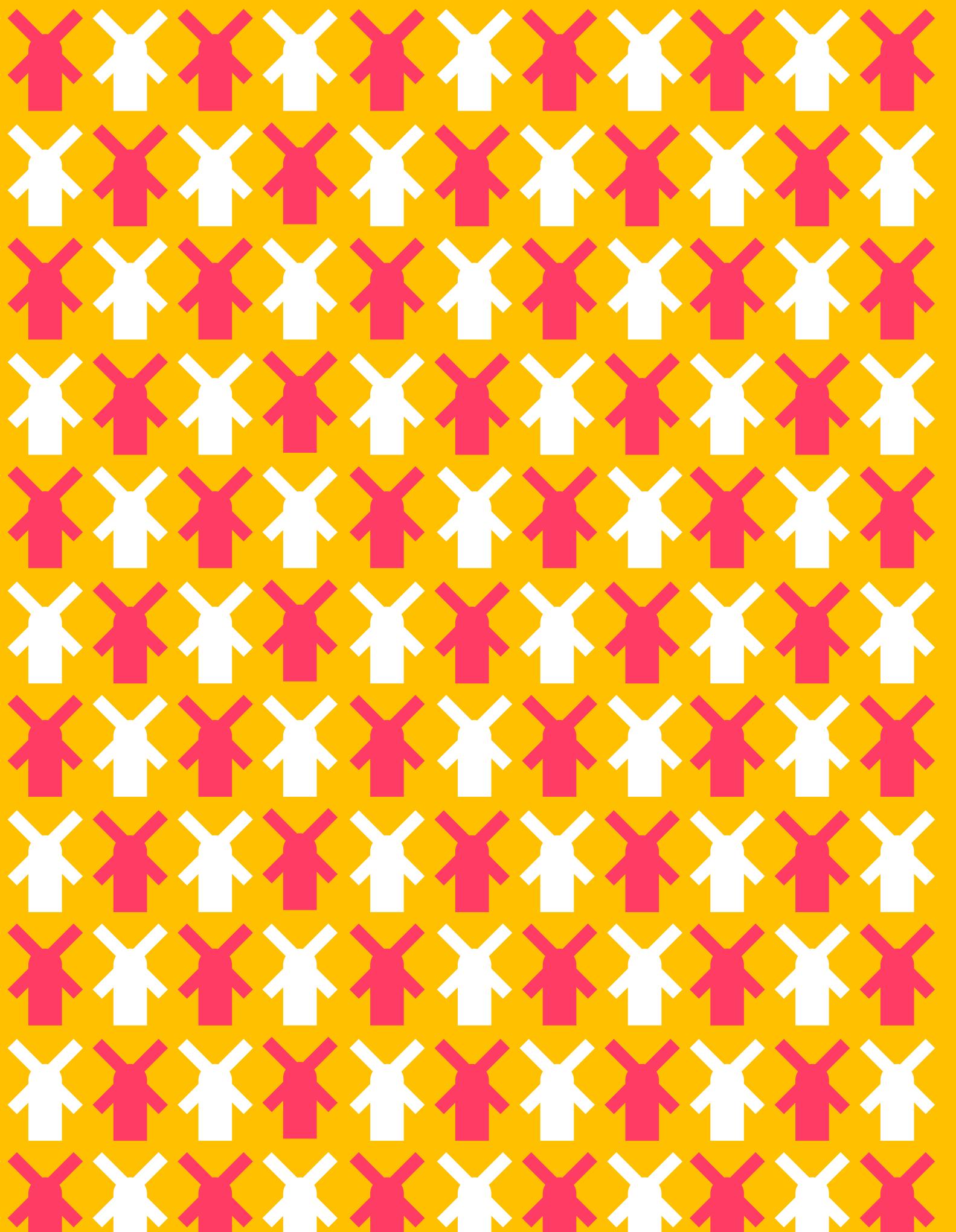


Doing Business in the Netherlands

日本語版

2020





目次

イントロダクション	4
PwC	4
オランダ経済省企業誘致局	5
PwCオランダ・ジャパンデスク	6
なぜ、オランダに投資するのか？	7
経済の概況	7
政治	8
労働力	8
イノベーション	8
インフラ	9
インセンティブと税制	9
ビジネス運営	10
産業	12
法務	16
会社形態でのオランダビジネス	16
オランダの税制	20
タックスルーリングと協力的な税務当局	21
国際税務	23
オランダ税制	26
税務コンプライアンス	42
人材と労働法	48
人材	48
労働法に基づく要求事項	49
移民	49
会計と監査	51
会計の要求事項	51
アニュアルレポート	52
PwCとは	54
コンタクト先と関連リンク	57

イントロダクション



PwC

2020年度版のPwCオランダ Doing Businessの発行できることを大変光栄に思います。 Doing Businessはオランダ投資ガイドとして国際的に企業活動を拡大し、企業の成長、発展、社会への貢献そして利益構築のためのユニークな機会をご提供するものです。オランダは世界でもっとも開けた経済の一つです。ヨーロッパ最大の港を含む優れたインフラ、競争力のあるビジネス環境、そして、強力な労働力がオランダ経済の特徴です。

オランダ税制はイノベーションや企業活動を刺激する様々な税務インセンティブを特徴としています。また、国際色豊かな国であり、オランダは高度な教育を受けた多くの外国人労働者を惹きつけています。

世界が急激に変化する中、オランダは経済そして政治的に安定した国です。そして、グローバル経済の発展とBrexitに伴う不確実性の中で、オランダが依然として繁栄した経済を維持していることは重要な事実です。Brexitと国際貿易紛争、この2つの変革の事例からも、グローバル経済におけるバランスが変わりつつあることを示唆しています。気候変動に伴う政治経済の混迷が、その不確実性をさらに増しています。しかし、オランダの金融、経済そして社会は歴史的にも安定しており現政府もまたこの立場を踏襲していくことを望んでいます。また、重要なこととして、オランダが住環境においても優れた場所であるということです。統計によると、オランダの子供は世界で一番幸せであるといわれています。

この投資ガイドにより、オランダにおいてビジネスを行うための重要な要素を幅広く理解することができます。私たちは外国企業や起業家がオランダ市場に最初に進出する際に抱える多くの疑問に答えています。これは、オランダでビジネスを始めるにあたり私たちが過去に蓄積してきた多くの経験をもとにしています。

私たちは協力関係にあるオランダ経済省企業誘致局 (NFIA) が再びこの投資ガイドの出版に際して協力してくれたことを大変光栄に思います。NFIAはオランダ経済省の一部門であり、長年に亘り、世界中の何千もの外国企業がオランダでビジネスを成功させる手助けをしてきました。

結果として、この投資ガイドは経済環境、発展した産業とビジネスセグメント、オランダ生活環境と労働力の側面を含め、オランダでビジネスを始めるに際して重要となる要素をすべて網羅しています。オランダのビジネスでもっとも活用されている法人形態、税制、人事、労働法そして監査と会計に関する重要な項目をカバーしています。

一方で、この投資ガイドは、スタートティングポイントにすぎません。もし、貴社がより詳細な情報を必要とされていましたら、私たちの専門家がいつでもサポートいたします。

PwCオランダを代表して、貴社がこの投資ガイドから有益な情報を得ていただけることを望んでいます。また貴社のオランダでの成功を心より祈念しています。

Marc Diepstraten
Chairman of PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.



オランダ経済省企業誘致局

オランダへのビジネス進出を検討している又は、すでにオランダでビジネスオペレーションがある企業に対して、オランダ経済省企業誘致局(NFIA)は、すべてのビジネス設立、オペレーション拡大局面においていつでも貴社をサポートいたします。

オランダ経済省の一部門であるNFIAは、貴社の重要なビジネスパートナーです。しかし、決して単独ではなく、オランダ投資 (The Invest in Holland) ネットワークとして、私たちは広範囲に及ぶビジネスパートナー、各地域の経済発展局、政府機関と連携し、貴社のグローバルビジネス拡大を後押しします。The Invest in Hollandネットワークは、高いモチベーションを有する熱心なチーム構成となっており、NFIA、各地域の経済発展局、様々な主要都市、そしてオランダ国際流通評議会と連携しています。

外国からの投資は、雇用創出、国際的ネットワークとの連携、そしてオランダ経済への重要な価値の創出という観点から、私たちにとって大変価値あるものです。その結果として、私たちは強い経済、優れた雇用機会、洗練された都市、高水準の生活を提供できます。世界経済フォーラム2019年度グローバル競争力ランキングによるとオランダは、欧州でNo.1のマクロ経済の安定性と競争力のある経済を有しており、世界で4番目に競争力のある経済です。これは、定着し成長する企業がビジネスを営むうえで世界クラスの立地と育成環境を提供できることを意味しています。

NFIAの重要な使命の一つは、ビジネスと政府との間を繋ぐ提唱者、リエゾンとして国の政治政策に従つたオランダ経済環境を体系化させることです。その結果として、オランダ政府およびThe Invest in Hollandネットワークが中心となって、貴社がここオランダに定着し成功できるよう、高いモチベーションをもつて貴社をサポートし続けます。

私たちは貴社のオランダ進出を歓迎します。

Jeroen Nijland
Commissioner NFIA



PwCオランダ・ジャパンデスク

日本とオランダには400年にもわたる国際貿易関係の歴史があります。オランダはその戦略的立地に加え、安定的で競争力に富んだ投資環境を備えているため、多くの日本企業が欧洲やその他の市場に進出するためのハブまたは地域統括会社を所在地としてオランダを選択しています。PwCオランダは、このような日本企業のニーズにきめ細やかなサービスを提供するため、ジャパン・デスクを設置しています。

PwCオランダのジャパン・デスクは、日本企業の文化と業務の進め方に精通した日本人とオランダ人の専門家で構成され、アシュアランス、税務、法務、HRS（人材サービス）、アドバイザリーなど、様々な分野の専門家がいます。また、PwCオランダのジャパン・デスクは、PwCのグローバルな日系企業支援ネットワーク（Japanese Business Network, "JBN"）の中核的存在として、日本および日本企業の投資先地域のPwCと緊密に連携しています。そのため、様々なご依頼に対して迅速な対応が可能であり、ご要望に応じて各国で直接ご相談を承ることも可能です。さらに、日本企業に対する豊富な経験と専門知識、および日本語・英語・オランダ語への言語対応力を活かし、日本企業をフレキシブルにサポートさせていただいております。PwCオランダのジャパン・デスクは、このように日本企業のニーズに即したソリューションを提供するという、他にはない独自の強みをもっています。

いつでも皆さまのお役に立てればと願っています。

アルバート・ブラウワー
PwCオランダ ジャパンデスク・リーダー

なぜ、オランダに投資するのか?

プロフェッショナルサポートが整った環境、戦略的なロケーション、魅力的な税制、高度な教育を受けた多言語を話せる労働力、洗練されたインフラなど、ビジネスを展開する上で大きな利点がオランダには多く存在します。この章ではなぜ、オランダが欧州市場へのビジネス進出にもっとも適した場所であるかをご紹介します。

経済の概況

ビジネスと生活に適した国

フォーブスのビジネスに適した国として世界第4位にランクされていることからもわかるように、オランダは、ワールドクラスの経済中心地の一つです。また、極めて競争力の高い国際都市であり、15,000社以上の外国企業が拠点を置いています。事実、オランダGDPの50%は外国企業から生み出されています。

世界経済フォーラム(WEF) 2019年度グローバル競争力ランキングによるとオランダは、欧州でNo.1のマクロ経済の安定性と競争力のある経済を有しています。また、特にインフラとビジネスの力強さに定評があります。

オランダはヨーロッパの玄関としての戦略的なロケーションに位置しており、欧州市場への進出に最適な場所です。アムステルダムまたはロッテルダムから欧州の主要な市場の95%以上に対して、24時間以内にアクセスすることが可能です。

Proximity to Clients & Customers

170
million consumers
within 500km

244
million consumers
within 1,000km



これに加えて、ビジネスを展開する上で有利な税制、高度に教育され、多言語を話す人材、整備された物流、そして技術インフラにより、小中規模からフォーチュン500に入るグローバル企業がオランダを欧州進出の窓口として利用しています。

また、際立ったビジネス環境に加えて、オランダは物価も手ごろであり質の高い生活を送ることができます。世界幸福度調査レポートで世界で5番目に幸福度の高い国にランクされていることからもお分かりのように、オランダは生活水準が高い国です。また、最新のOECD Better life 指数によるとオランダはもっともワークライフバランスに優れた国と言われています。これは、若年労働者層の失業率の低さ、高い識字率、幼少期における生活満足度の高さ、オランダ労働者が余暇に割く時間と質の高さが主な要因です。

政治

国際的にも評判の良い政治

世界銀行による調査によると、オランダ政治は世界でもっとも機能している国の一であり、もっとも政治が安定した国の一です。そのため、進出企業が中長期的なビジネス意思決定を行い易いといえます。加えて、オランダの財政は比較的健全であり、CPB（オランダ経済分析局）によると0.3%の国家予算赤字を実現しています。国債比率は2019年の49.3%から2020年には47.6%に減少することが見込まれています。

労働力

高度な技術による生産性の高さと多言語を話せる労働力

オランダは、高度な技術による生産性の高さと柔軟性、多言語を話す労働力に溢れています。2019年度EF英語技能指数では100か国中No.1となりました。また英語に加えて、オランダ人のほとんどがドイツ語やフランス語までも話すことができます。2019年度OECD Skills Outlookによると、オランダは他のいくつかの国と共に労働力のデジタルトランスフォーメーションで先行しています。多くの労働者が仕事の中で広範囲にデジタルテクノロジーを駆使し、主に非日常業務にフォーカスしています。また、オランダは、成人識字率、算数、問題解決能力の高さに長けていることで知られています。

INSEADの世界人材競争力指数2019によると、オランダは人材の競争力が世界でもっとも高い国の一として知られています。オランダはプロフェッショナルマネジメントの分野で世界No.1であり、テクノロジー利用率、ビジネススクールの質、イノベーションアウトプットの分野でTop3に入っています。

オランダは人口1740万人で、その大部分は15歳から67歳までの労働人口で構成され、他の国に比べ高いスキルを持つ

た人材にあふれています。また、オランダの労働力は、その生産性、主には高い水準の教育や研修、そしてIT投資により高い競争力を有しています。オランダにおける安定した政治とビジネスに対する実践的なアプローチのおかげで、ヨーロッパ全体の中でも極めて、労働紛争も少ない国です。

国際色豊かな国として、オランダでは、多くの外国人労働者が働いています。当該労働者は、一定の条件を満たした場合、"Highly skilled Migrant Visa"と呼ばれる個人所得税上、優遇された就労Visaを申請することが可能です。これにより、オランダ企業のオペレーションに高い能力を持った海外人材を送り込むことが可能となっています。IBM Global location trend 2019レポートによると、オランダは、最も魅力的で質の高い海外直接投資先となっています。オランダは、その労働力の柔軟性と適応力の高さから他の競争国を上回っており、オランダでビジネスを行うことで、必要なときに必要な期間だけ労働力を確保できます。

イノベーション

オランダDNAの一部

2019年グローバルイノベーション指数で第4位にランクされていることからもお分かりの通り、オランダは魅力的なトライアル市場、適応力のある消費者そしてオープンカルチャーに溢れています。

2019年グローバルイノベーション指数レポートによると、オランダのイノベーションアウトプット力の高さはオランダのイノベーションエコシステムにおける強さを証明しています。知識とテクノロジーアウトプットの分野で3位、創造的産出の分野で5位となっています。さらにオランダは知識吸収度、質の高い規制、オンライン参加、大学と産業そして開発クラスター間での協働でトップスコアとなっています。

オランダの産業には、多くの世界有数のイノベーション、知財企業が集まっており、素晴らしいディール、R&D活動を行っています。

オランダには、欧州宇宙局、TNO、ブレインポートアントホーフェン、Wageningen、Utrecht、Leiden、Delft、Amsterdam、Groningen、Maastricht、Tilburg、Nijmegen and Rotterdam大学に加え多くの有名な専門学校を含め、国中に多くのイノベーションハブがあります。

インフラ

物流の利便性とテクノロジーインフラ

2018年版 DHL Global Connectedness Indexによるとオランダは世界でもっともグローバルに繋がった国とされています。これはオランダが多くの異なる国々と繋がり、グローバル貿易をより深く統合的なものとしていることを意味しています。

オランダは、ワールドクラスの港（ロッテルダム港）と空港（スキポール空港）広範囲に及ぶ道路と鉄道網を有しています。また、品質、スピード、安定性の観点から世界的に優れたデジタル通信ネットワークが整備されていることから、世界でもっともインフラの優れた場所の一つとされています。優れた物流インフラとEUの心臓部に位置する地理的ロケーションにより、オランダは大陸そしてその先への円滑なアクセスを可能としています。鉄道、陸、海を通じて、企業はアムステルダム又はロッテルダムから24時間以内に1億6千万人の消費者へのアクセス可能です。

さらにオランダの高密度、高品質な通信インフラは、貴社の製品やサービスがどのように、そしてどこに移動しようと、迅速な連携を可能にします。世界でもっとも一人当たりプロードバンド浸透度が高く（99%以上の家庭）、また、世界でもっとも平均プロードバンドスピードが速い国の一つで

あることから、オランダはヨーロッパへのデジタルゲートウェイとなっています。また、ヨーロッパ大陸から北米に向けて、大西洋横断ケーブルが直接オランダに繋がっています。

インセンティブと税制

外国からの投資促進と起業家精神

ヨーロッパの中で、競争的な法人税率（200,000ユーロまでは16.5%、200,000ユーロをこえる課税所得は25%）を有しています。加えて、多くの魅力的なインセンティブプログラムがあり、オランダは、グローバル企業に対するサポートが充実しています。

オランダは多くの国と租税条約を締結しており、高いスキルをもった税務当局との間で税務解釈に関する事前合意が可能です。これは、グローバル企業がオランダで成功する一助となっています。2019年から2021年にかけて、法人税率は徐々に下がっていきます。2021年までに課税所得200,000ユーロまではさらに15%まで、200,000ユーロを超える課税所得は21.7%まで下がる予定です。

オランダは魅力的な税制、イノベーションを促進するための特有の研究開発インセンティブにより積極的に研究開発活動に従事することを推進しています。

オランダインセンティブ制度と税制については後ほど詳細に説明します。



ビジネス運営

欧州統括会社



ヨーロッパ最大市場の中心に位置するオランダはインターナショナル企業や欧州、地域統括本社を置くのに適しています。統括会社に対して、西部ホーランド地区は特に多くの場所とスペースを提供しています。

国際色の豊かさ、そしてプロビジネス環境、高い教育水準をもった労働力、優れた物流、技術的インフラから、EUの中でもっともダイナミックな貿易と産業のハブの一つとして、オランダは欧州におけるビジネスの成功に最適な環境を提供しています。

総合的な物流機能として2018年度世界第6位にランクされるオランダは、外資系物流、配送オペレーションのハブとして機能しています。事実、オランダは欧州への真の玄関口として、豊富な欧州及び地域物流センターとなっており、農業/食、ハイテク、メディアテクノロジーさらにはEコマース、補給部品物流活動のような産業集積地となっています。

世界クラスの港、中心地の位置する空港、として広範囲に及ぶ鉄道と高速道路ネットワークを含むオランダの輸送、物流インフラ、そしてトップクラスの物流サービス業者の存在は、欧州において国際物流、配送業務の拠点を求めている企業にとって、大変魅力的なものです。

物流と配送



スタートアップ



国際的にも開放的な文化と起業家精神、イノベーションを強化している国として知られており、オランダは活気があり、協業スタートアップ文化して知られています。

2019年 欧州委員会が公表したEuropean Innovation Scoreboardで第4位にランクインしており、オランダは10項目以上の分野でリーディングイノベーションハブとなっています。オランダは、今なお、起業家に対してクリエイティブな土壌を提供し、欧州におけるスタートアップハブとして発展し続けています。2018年には多くのオランダ企業がFinancial Times FT1000の急成長企業リストに名を連ねました。オランダの社会は新しいコンセプトに対して常にオープンであり、リビングラボの多さでも知られています。

このような条件下において、オランダは起業家に対して、イノベーション企業をスタートさせる十分な機会を与えてくれます。

世界クラスの研究施設、魅力的な研究開発税制、科学、産業、政府間での多くの戦略的パートナーシップにより、オランダは研究開発活動のハブとして機能しています。

多くの主要な国際企業の欧州における研究開発拠点として、オランダは欧州の中で2番目に多くの百万人当たり特許出願件数となっています（2018年欧州特許庁）。また、繁栄し続けるスタートアップ企業は、毎年多くの特許を生み出しています。

研究開発



マーケティング と販売



主要な多国籍企業のマーケティング、販売オペレーション、そして創造的産業の中心地として、オランダは外国企業のマーケティングと販売オペレーションを惹きつけています。

オランダはヨーロッパにおける戦略的地理的優位性からヨーロッパでもっとも有利な市場に簡単にアクセスすることができます。さらに、国際色のある労働力の存在は、国際企業が世界中の幅広い消費者にアクセスすることを可能にしています。

オランダは戦略的地理的優位性と高度な通信及び輸送インフラ、国際色豊かな文化により、ヨーロッパにおけるシェアードサービスセンター(SCC)を設置するのに理想的な環境を提供しています。ヨーロッパにおける多言語国家の一つとして、オランダはダイバーシティー、高い技術と生産性をもった労働者に溢れています。オランダの文化的豊かさ、相対的に安価な物価、高い生活水準は、技術を持った労働者と専門家をSCCに呼び込みます。

オランダは高度な技術を持ったエンジニアとバリューチェーンにおける発展した協力的な供給者ネットワークにより、ヨーロッパにおける製造拠点の設立、再編を検討している企業に大きな利点を与えます。

事実、農産物やライフサイエンスから、科学、海運、IT産業に至るまで幅広い産業に属する主要な多国籍企業がすでに先進的製造拠点をオランダに構えています。

サービスセンタ ー



データセンター



世界でもっともサイバーセキュリティにも優れた国の一であり、オランダはヨーロッパにおけるデータセンターオペレーションに関する最も進んだ市場の一つです。ヨーロッパのデータセンターの3分の1はアムステルダムにあり、世界でもっともインターネット通信が盛んなデータセンターの一つであるAmsterdam Internet Exchange(AMS-IX)を利用しています。オランダデータセンター協会によると、国際的デジタル経済において、ほとんどすべての重要なプレイヤーはオランダに恒久的施設と本社を有しています。外国企業の20%がデジタル関連活動をここオランダで行っています。

オランダは通信ネットワークに関して世界でもっとも質とスピードと安定性に優れています。加えて、国の温暖な気候と多くの再生可能エネルギーの供給により、データセンターに対して、安定的かつ手ごろな価格でエネルギーを供給できます。

オランダは高度な技術を持ったエンジニアとバリューチェーンにおける高度に協力的なサプライヤーネットワークにより、ヨーロッパにおける製造拠点の設立、再編を検討している企業に大きな利点を与えます。

事実、農産物やライフサイエンスから、科学、海運、IT産業に至るまで幅広い産業に属する主要な多国籍企業がすでに先進的製造拠点をオランダに構えています。

製造



産業

ライフサイエンス&ヘルスからクリエイティブ産業に至るまで、オランダはタレント、技術革新として協働の宝庫です。すべての産業セクターの中で最大でかつ最速に成長を続ける数々の企業が欧洲への玄関口としてオランダを選んでいます。

国際社会が抱える課題を率先して解決するリーダーとなるべく、オランダは全てのビジネスと特に重要な産業に焦点を当てています。以下、いくつかの重要な産業を紹介します。

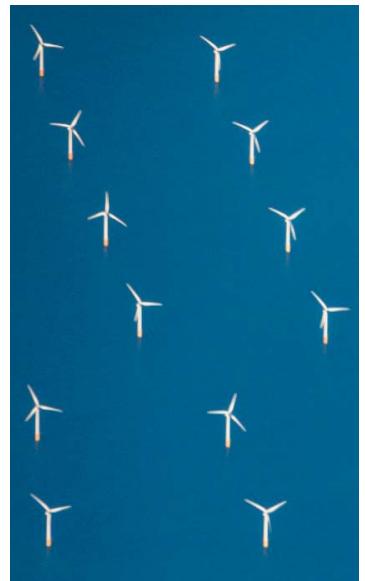


農業

- EU内で最大の輸出国です。
- 世界で2番目に大きな輸出国です。
- 全体の18.2%に相当する輸出セクターがオランダにあります。
- 欧州の中で、GDP当たり農業関連研究開発投資割合が最も高い国です。
- 2018年の輸出額は903億ユーロでした。
- 12社もの世界最大規模の農業関連企業がオランダに主要な生産拠点又は研究開発拠点を有しています。
- 農林業の分野において最も優れた国際大学 (Wageningen University) があります。
- 世界の市場で取引される3分の1以上の野菜種がオランダ産です。

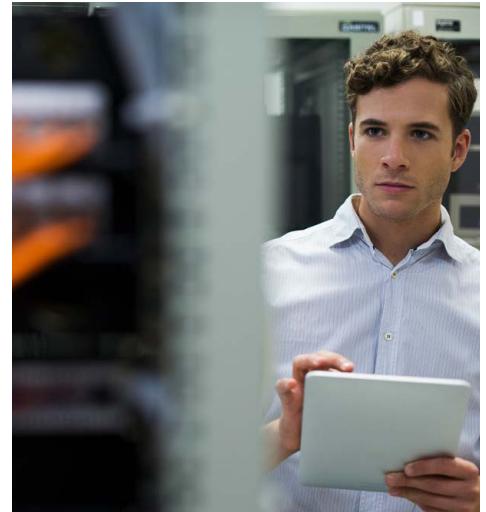
エネルギー

- オランダはオフショア、再生可能、スマートエネルギー分野をリードしています。
- 再生可能エネルギー分野の研究、特に風力発電技術分野ではトップです。
- 数年以内に多くのオフショア風力発電施設が計画されている国です。
- オランダ政府は、スマートグリッドイノベーションとソリューション、そしてスマートエネルギー技術に多くの投資を行っています。
- デルフト技術大学は、安定したエネルギー供給に関する世界をリードする専門機関の一つです。
- オランダは、廃棄物からエネルギーを生成する取り組みで世界をリードしています。
- オランダ北海大陸側ではオイルメジャー、エンジニアリング企業、オフショアサービス産業に溢れています。
- エネルギーセクターにおいて、世界でもっとも優れたエンジニア人材に溢れています。
- 電気自動車導入に関して世界をリードする国のです。
- 潮汐エネルギーや水素パワード (H2Fuel) など、他の新しいエネルギー源に関するイノベーションがあります。



IT

- EU Digital Economy and Society指数で3位であり、デジタル化で世界をリードする国のです。
- 一人当たりブロードバンド浸透度及び平均ブロードバンド通信速度が世界でもっとも高い国のです。
- 世界のゲーム産業に属する企業のホットスポットとなっています。
- 量子技術の分野で世界のリーダーとなっています。
- 欧州最大のセキュリティークラスターがあり、欧州内でもっとも先進的なデータセンターの市場です。
- 世界をリードするIT及び通信企業のホットスポットです。
- 世界をリードするインターネット交換 (AMS-IX) の一つがあります。

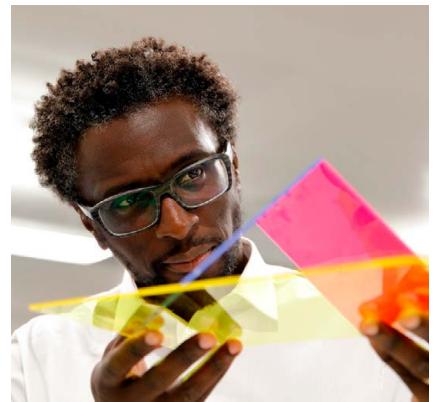


物流

- 2018年世界銀行調査World Logistics Performance Indexで世界第6位です。
- オランダは優れた物流、革新的な輸送と物流コンセプトとしてのチェーンマネージメントの知見で知られています。
- オランダインフラの品質は世界でNo1です。
- 1000以上のアメリカ、アジア系企業がオランダを、欧州物流活動の中核拠点としています。
- ロッテルダムは欧州における海の玄関であり、世界で11番目に大きな港です。
- ロッテルダム港は欧州の中でもっとも大きな内陸輸送施設を有しています。
- スキポール空港はヨーロッパ第3位の商業空港であり、ヨーロッパ最大のカーゴ輸送空港の一つです。

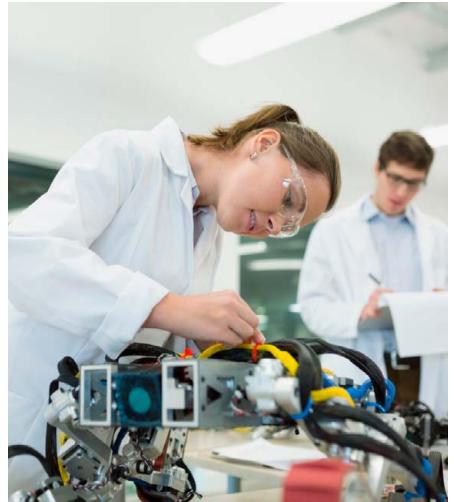
クリエイティブ産業

- 国際的にその起業家精神、型にとらわれない思考の国として知られています。
- クリエイティブな人材にとって世界でもっとも多文化なハブとして知られています。
- ファッション、広告、エンターテイメント、メディア、建築などのクリエイティブ産業が栄えている国です。
- オランダのクリエイティブ産業は、約172,000人もの人材を雇用しています。
- TVフォーマットで世界3位の輸出国です。
- デジタルメディア、エンターテイメント投資で世界でトップ5の魅力的な国の一つです。
- 1300以上のファッションデザイナー、世界トップレベルのデザイナー学校、特定の産業で象徴的なブランドがあります。



ハイテク

- 通信システム、航空機、自動車、医療機器、エネルギー生成、半導体製造で使用される新技術や素材開発で世界をリードしています。
- 主要なハイテク関連企業が集積しています。
- 3DプリンターからIoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、スマートロボットにいたるまで、デジタル製造革命の最前線にいます。
- オランダは、自動車及び輸送分野でも世界をリードしています。
- ハイテク分野の技術革新をリードしており、多くの第3セクターや最先端研究開発エコシステムがあります。
- ハイテクキャンパスであるEindhovenはオランダの中で、もっともハイテクな場所であり、10,000を超える研究開発人員と起業家がいます。
- その他世界クラスのテクノロジーの研究センターとしてYES!Delft (Delft University of Technology) とKennispark Twente (University of Twente)が有名です。



化学

- オランダはヨーロッパをリードする化学製品及びサービスの供給源の一つです。
- 8つの主要な化学産業クラスターに2000社以上の世界をリードする化学メーカーが集積しています。
- オランダで生産された化学製品のおよそ80%が輸出されています。
- 世界のトップ25の化学メーカーのうち、19社がオランダにはあります。
- 16の認定された化学インキュベーター及び実験施設があります。
- ロッテルダム港は、世界でも有数の精製、ケミカル産業の集積地となっています。
- 産業バイオテクノロジー、ファインケミカル、高性能材料に関するハイテククラスターがあります。
- TNO、NOW、ECNのような基礎的応用研究に関する世界レベルの研究開発施設があり、この分野ではDelft、Eindhoven、Twente、Wageningenの大学が有名です。

ライフサイエンスと健康

- オランダは欧州医薬局の新たな本部が置かれることになりました。
- 世界有数のヘルスケアシステムとして、Euro Health Consumer Index since 2005におけるトップ3にランクインされました。
- 世界でもっとも集中したライフサイエンス地域の一つであり、3,100社以上の医療技術を含む先進的ライフサイエンスの企業が進出しています。
- 腫瘍学、心臓血管、免疫学、神経科学などの分野での翻訳研究に重点を置いた優れた医学研究基盤があります。
- オランダには世界で最も多くの第3セクターがあり、研究開発の分野には 20億ユーロもの投資が行われています。
- 優れた医療研究インフラがあり、特に腫瘍学、心血管学、免疫学、神経科学などの領域における研究が盛んです。
- 特許出願数で世界トップ10に入っています。
- 研究と引用出版物に関して、生化学、遺伝学、分子生物学の分野でトップ10に入っています。





法務

オランダにおける会社形態

オランダで事業を運営する上で様々な会社形態を探ることができます。その区分は大きく、法人格のある事業体

(Corporate entities) と法人格のない事業体(non-corporate entities)に分かれます。また、外国法人の支店として事業を行うことも可能です。本章では、海外の投資家及び法人がオランダで事業展開するための基本的事項について紹介していきます。

法人格のある事業体

BVとNV

オランダ法では、法人は以下の2つの区分に分類されます。

BV (非公開有限責任法人)

NV (公開有限責任法人)

BV(非公開有限責任法人)とNV(公開有限責任法人)はいずれも法人格を有する法人であり、その株主に対して配当を行います。いずれの法人も、定款に記載された事業目的を達成するために設立可能であり、その中でもBVは、NVに比べてより柔軟な組織形態であり、国際的にビジネスを展開する中で頻繁に利用される法人形態となります。当該柔軟性に鑑み、BVはグループ持株会社や事業会社の両方に適した法人





形態と言われています。

BV (又はNV) の設立

- 一般的に、オランダで事業を開始するのに際して設立認可は必要とされていませんが、一部の規制産業では特別な取り扱いがなされるケースも考えられます。例えば、食品業における環境認可、金融業におけるライセンス認可等がこれに該当します。
- BV又はNVの設立は、設立に関する公正証書が必要となります。これはオランダ民法上の公証人によって実行される必要があります。設立に関する公証は、不必要的渡航や遅延を防止するため、委任に基づいて実行することも可能です。
- BVは最低資本金の定めはなく、それに対して、NVは最低45,000ユーロの資本金が設立に際して要求されます。
- NVの設立に際しては、最低資本金が振り込まれたことを証明するために銀行又は監査人により発行された証書が必要です。この証書は設立の前に入手する必要があります。対して、BVには同様の定めはありません。
- 定款には法人名称、住所、BV/NVの事業目的を含める必要があります。法人名称は、他の法人やブランドと競合しないように留意する必要があります。
- BV又はNVはオランダ商工会議所の貿易局に登録する必要があります。事業運営に関連する情報、例えば、会社住所、取締役の氏名、定款は公開されます。
- BV又はNVは、設立申請中であっても事業を開始することができますが、BVの設立手続は、通常、迅速かつ容易に行なうことが可能です。

BV又はNVに関する詳細な情報に関しては、次章をご参照ください。

共同組合

オランダの共同組合 ('co-op') は歴史的に、農業セクターで主に使用されていました。この数十年、この法的事業体は、その企業柔軟性から国際的な持株会社として発展をとげています。共同組合は特別な種類の共同体であり、法人格のある法人であり定款によって統治される点でNVとBVと共通しています。

共同組合への出資者は株主とは異なりメンバーと呼ばれ、最低2人以上のメンバーが共同組合の設立には必要となります。共同組合はそのメンバーのために活動を行います。持株形態として利用される場合、通常、共同組合の目的は投資を通じて利益をあげることです。個人、パートナーシップ、法人のいずれも各メンバーになることができます。各メンバーの責任は、倒産時におけるすべての債務に対する無限責任、最大一定額までしか責任を負わない有限責任、責任除外のいずれかに区分され、定款に明記されます。通常、共同組合はとても柔軟性のある法人格であり最低資本金はなく、法的に要求されるガバナンスストラクチャーも限定されています。

共同組合の設立：

- 共同組合はオランダ民法上の公証人により、設立公証人証書に基づき設立されます。
- 銀行証明や監査人証明等は設立に際し不要です。
- オランダ法は、共同組合が少なくとも2名以上の発起人により設立され、明示的に公証人証書に記載がない限り、そのまま共同組合のメンバーとなります。
- "coöperatief"という表現が共同組合の正式な名称には含まれなければなりません。また、略語として
- "WA"(無限責任)、"BA"(一定額までの有限責任)、"UA"(責任除外)も正式名称に含まれる必要があります、これはメンバーの潜在的な責任の範囲を示しています。
- 共同組合はオランダ商工会議所の貿易局に登録される必要があります。

法人格のない事業体

オランダで最も有名なパートナーシップは、VOF(通常パートナーシップ)とCV(有限責任パートナーシップ)の2つになります。両者とも2人以上の個人又は法的事業体であるパートナー('vennoten')によって形成される必要があります。パートナーシップに対する法的な要求事項は限定されており、パートナーシップ間の合意のみで足ります。パートナーシップ合意はとても柔軟です。あるオランダパートナーシップは法的人格を有していません。つまり、その自身の名前で資産を有することができません。資産に対する法的所有権は一般的に通常パートナー又はすべてのパートナーが共同所有しています。一人又はそれ以上のパートナー(VOFの場合)又は通常パートナー(CVの場合)は、第三者との合意などの法律行為をパートナーシップを代表して行うことができます。パートナーシップの形態にもよりますが、オランダパートナーシップは通常、オランダ税務の観点から透明性を有しています。

VOFのすべてのパートナーはすべてのパートナーシップの債務に対して共同責任を負います。CVの通常パートナー('beherend vennoot')の責任は無限ですが、有限責任パートナー('commanditaire vennoten')はその責任がその出資額に限定されています。そのため、有限責任パートナーは、経営者としての行為やパートナーシップを代表することはできません。

支店

外国法人がオランダ支店を持つことも、事業形態の一つとして考えられます。オランダ国内での支店設立には政府の事前承認は必要なく、当該海外法人の情報をオランダ商工会議所に登録するだけで足ります。

支店は、外国の法的事業体から分離された別個の法的事業体とはみなされません。そのため、オランダ支店は、海外事業体に適用されるルールと法律に基づき統治されます。その性質と活動範囲次第で、支店は税務上、恒久的施設(permanent establishment)とみなされます。その場合、支店における取引と利益はオランダで課税されることになります。

私たちPwCがお手伝いできることは?

- オランダでビジネスを始めようとする会社に対して、法人形態別のメリット及びデメリットについて説明します。
- 法的事業体、パートナーシップの設立のサポートを行います。
- EU内でビジネスを行うためにBrexit後の企業ストラクチャーに関するセットアップをサポートします。
- 会社のガバナンス体制に対してアドバイスします。
- 商工会議所への商業登録と合わせて法的事業体、パートナーシップ、支店の登録を行います。
- 契約書等のドラフトを行います。
- 定時株主総会のアレンジ、アニュアルレポートの承認、商工会議所への登記などの年次コンプライアンス業務をサポートします。
- 例えば、再編前企業分割、買収、MPI、移行、合理化、現金抽出、単一事業プロジェクトなどの国際的な事業再編プロジェクトがオランダの事業体にどのような影響を与え、どのような対応が必要となるかについてアドバイスします。

非公開有限責任法人	公開有限責任法人
<p>BV(非公開有限責任法人)は、非公開会社であり、イギリスのLtd、ドイツのGmbHに相当する会社です。BVに関する法律は2012年により柔軟な制度に変わりました。主な特徴は以下の通りです。</p>	<p>NV(公開有限責任法人)は、公開会社であり、イギリスのplc、ドイツのAGに相当する会社です。通常、NVはより規制が厳しく、主に大規模会社や上場企業が採用する会社形態です。主な特徴は以下の通りです。</p>
<p>株式</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務上、最低資本金は要求されていません。設立者は最低1株の議決権株式を含む発行株式数と払込資本を定めます。この発行株式数と払込資本は設立時の公証人証書に記載されます。 異なる種類の株式発行が可能で、議決権行使や配当について異なる権利を付与できます。例えば、無議決権株式を発行することも可能です。 利益や清算時の残余財産分配に関して権利のない株式には、常に議決権を付与する必要があります。 定款に記載することで株式の譲渡制限をつけることが可能です。 	<p>株式</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低資本金は€45,000です。 異なる種類株式発行することが可能です。 すべての株主は議決権と利益配当の権利を有しています。また、議決権と利益配当の権利を分割するための預託も可能です。 定款により譲渡制限をつけることも可能です。
<p>ガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主(無議決権株主含む)及び出席権を有するものにより定時株主総会(GM)を開催します。 取締役会(業務執行取締役と非業務執行取締役)だけの形態と取締役会と監査役会の両方を持つ形態の両方が可能です。 監査役会(又は非業務執行取締役)は通常、必須ではありません。しかし大会社規制の対象となる大会社は、監査役会が必須で、業務執行取締役を選任する特別な権限を有します。例えば、業務執行取締役の選解任権を有しています。オランダ国外で働く従業員が大部分を占める会社などは、大会社規制のもとでも規制は厳しくありません。 定款に記載することで、取締役会に対して特定の指示を出すことができる権利を株主に付与することができます。 	<p>ガバナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主及び議決権代理人の出席により定時株主総会を開催します。 取締役会(業務執行取締役と非業務執行取締役)だけの形態と取締役会と監査役会の両方を持つ形態の両方が可能です。 監査役会(又は非業務執行取締役)は通常、必須ではありません。しかし大会社規制の対象となる大会社は、監査役会が必須で、業務執行取締役を選任する特別な権限を有します。持株会社やオランダ国外で働く従業員が大部分を占める会社などは、大会社規制のもとでも規制は厳しくありません。 定款に記載することで、限定的な範囲内で取締役会に対して特定の指示を出すことができる権利を株主に付与することは可能です。
<p>利益分配</p> <ul style="list-style-type: none"> 定款で手段の定めがない限り、取締役会が作成した財務諸表に基づき、株主総会で利益配当の額を決定します。 貸借対照表テスト及び流動性テストの結果次第で、取締役会は、配当を行うことで会社の継続性に疑義が生じる場合は、利益配当を行わないことを決定できます。 出資者、債権者保護規制は適用されません。 中間配当を容易に行なうことが可能です。 	<p>利益配当</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会が作成した財務諸表に基づき、株主総会で利益配当の額を決定します。 株主総会は利益配当を決定できますが、配当額は、出資者、債権者保護規制により制限されています。

オランダの税制

オランダは安定した財政基盤を有しています。このことは、グローバル“Paying Taxes”の調査でも裏付けられています。“Paying Taxes”は、PwCが毎年、各国の納税義務の履行の容易さを評価している調査です。“Paying Taxes”では、世界中の190カ国の中の税負担と遵守義務を比較しています。オランダはこの点で比較的優れたスコアを獲得しており、2020年は全体のランキングで高順位となっています。これは、明確なプロセス、比較的低い税率、および税法の遵守を促進するためのテクノロジーの利用によるものです。より詳細な情報については“Paying Taxes”調査をご覧ください。

オランダは他の欧州諸国と比較して競争力の高い法人税率を適用しています。現行制度の法人税率は、課税所得のうち最初の20万ユーロに対しては16.5%（軽減税率）、20万ユーロを超える課税所得に対しては25%となります。なお、2021年には通常の法人税率が21.7%、軽減税率が15%

までそれぞれ引き下げられる予定です。これらの制度をはじめとして、オランダの税制には、国際企業にとって、多くの魅力的な特徴があります。

競争力のある行政

オランダのタックスルーリング制度は30年の運用実績があり、国際企業グループに対して、多くの税務上の取り扱いを事前に明確化することを可能にしています。近年の税の透明性や負担の公平に対する国際的な動向を踏まえて、オランダ税法及びタックスルーリング実務に関する改正が行われています。また、オランダの安定した政権運営、および、納税者に対する協力的な税務行政により、オランダ企業は、海外投資家に対する魅力の発信、ビジネスの障壁の最小化、そして税務当局との協調を維持・発展する各種制度が今後も整備されることが期待されます。

オランダ税制の魅力的な特徴



タックスルーリングと協力的な税務当局

オランダのタックスルーリング制度

オランダ税制の特徴の1つとして、特定の事業活動や取引の税務上の取り扱いについて、事前に税務当局と協議できるという点が挙げられます。オランダ税務当局は、Advance Pricing Agreements (APA)とAdvance Tax Rulings (ATR)を提供することが可能です。

APAは、納税者が関連会社との取引に適用する価格方針に関して、オランダの税務当局と事前に合意できる制度です。この制度は、納税者が積極的かつ協力的な方法で、実際のまたは潜在的な移転価格の問題を解決できるように設計されています。

ATRは、納税者の特定の状況において、法律に従った税金の権利および義務を決定するため、オランダ税務当局との事前合意です。

いずれの制度も納税者と税務当局それぞれに対して拘束力があります。APAおよびATRを取得するためには、一定の実態要件を満たす必要があります。一般的に、オランダ税務当局はこれらのAPAやATRやその他の申請（例えば、適格合併の申請、VAT登録またはVAT連結納税の申請など）に対する手続きを、申請後、一定の合理的な期間内に実施します。

EUの制度に従って、オランダ税務当局は、タックスルーリングや移転価格の事前合意内容に関して、他のEU加盟国の税務当局と自動的に情報交換することが義務付けられています。オランダ税務当局は、クロスボーダーのタックスルーリングおよび移転価格の合意をした際に納税者が記入しなければならない標準的なフォーマットを使用しています。この情報交換はEU内の法人課税の透明性を高めます。将来的には、同様の情報が、非EU加盟国の税務当局とも交換されることが予想されています。

「国際的な性格」をもったタックスルーリングの発行に関するポリシーが改正されて、2019年7月1日以降から適用されています。主な内容は次のとおりです。

- 透明性：税務に関する問題における透明性の国際的な動向を踏まえて、オランダの税務当局は、国際的な性格を持つ個々のタックスルーリングの要旨を匿名で公表します。
- 経済的関連性：国際的な性格を持つタックスルーリングは、オランダで（十分な）経済的関連性を持つ納税者だけが利用できることになります。
- 主目的テスト：取引やストラクチャーの主な目的が税務上の優位性を獲得することである場合には、タックスルーリングを取得することはできなくなります。
- ブラックリスト国（低税率国・地域又は租税に非協力的としてEUブラックリストに掲載されている国・地域）に所在する事業体との取引：タックスルーリングの取得は認められません。

協力的な税務コンプライアンス

オランダのもう1つの特徴は、特定の条件のもとで、企業がオランダ税務当局との協力的な関係（「水平的モニタリング」）を申請できることです。これは、企業がオランダ税務当局と水平的モニタリング契約に署名することにより、企業と税務当局とが協力的な税務コンプライアンスを進めていく形態となります。水平的モニタリングにより、企業はタイミングの利点と確実性を得られます。つまり、これにより予期せぬ追徴を防ぐことができます。しかし、水平的モニタリングを申請するためには、企業は、単に法律や規制を遵守しているということだけではなく、いわゆる「税務管理体制」を通じ、税務プロセスや税務リスクを管理できることを証明しなければなりません。

オランダの税務当局は、納税者の税務管理の程度に応じて、実施するモニタリングの方法を調整します。結果として、税務当局による税務調査は、発見的方法（過去数年分の税務調査）から予防的な方法（事前に「保証」を提供する）に移行するでしょう。水平的モニタリングの下で、オランダの税務当局と企業との関係は、相互の信頼、理解、透明性に基づいています。

水平的モニタリングの主な利点は、関連する税務上のリスクとポジションに対して、事象が発生した際に対処できることです。企業は、オランダの税務当局に対して、透明性のある対応が求められますが、それに対して、オランダ当局は、企業が注意を払う税務の問題点に関して迅速な対応を提供することになります。この予防的な事前の合意が後の予期せぬ追徴を防ぐことになります。さらに、水平的モニタリングは、税金キャッシュフロー、繰延税金資産および租税債務を正確に把握し、また、不確実な税務ポジションをできる限り減らすことができます。これにより、企業は時間とコストの両方を抑えることができます。なお、オランダ税務当局は現在の水平的モニタリング制度を再考案しています。具体的には、オランダ納税者の上位100社については、従来の制度に代えて個別のモニタリング制度が適用されることになります。

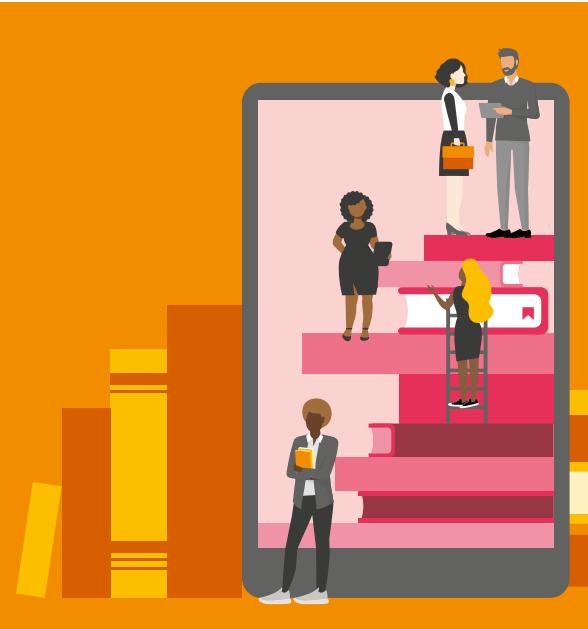
す。個別の水平的モニタリング制度は、毎期会計監査を受けており、税務戦略、税務リスク分析及びモニタリング等を行っている企業が対象となります。中小事業者については、PwCのような認定された役務提供者を通じて契約が可能です。

ただし、税務当局は、「税務管理体制」に関する客観的な基準を作成していない点は留意する必要があります。この点に関しては、今後さらなるガイダンスや具体的な要件が出される可能性があります。

水平的モニタリングは、法人税、VAT、関税、賃金税および社会保障を含むすべての税金に適用することができます。PwCは、企業の既存の税務リスク管理レベル、および、達成すべき税務リスク管理体制までの道筋を判断することを支援する特別な税務管理成熟度モデル（T3M）を開発しました。T3Mは、COSOなどの一般的な財務リスク管理に関する共通の基準や、「より良い税務管理体制の構築」に関するOECDの最新レポートに基づいています。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 税務ガバナンスと役割、税務管理の責任を定義付けします。
- 手順のマッピングと改善を行います。
- 明確な税務管理を定義付けること等により税務リスク管理を強化します。
- オランダの税務当局との迅速かつ円滑なコミュニケーションを行います。
- 水平的モニタリングに向けた税務当局との議論を支援します。
- 税務機能と税務管理体制の現状と理想的な形に関してT3Mを用いて評価します。
- 持続可能な税務手法を用いて貴社の税務管理体制を整備し、その実行をサポートします。
- 税務管理フレームワークの成熟度を社内外の関係者に明確に伝えることを支援します。
- 税務管理体制のモニタリングの一環として、税務当局のアプローチに沿った統計的サンプリングを実施します。



国際税務

BEPS

OECD加盟国として、オランダはOECDの税源浸食と利益移転 (BEPS) プロジェクトに積極的に参加しています。オランダはこの点に関してOECDが設定した目標を支持し、BEPSプロジェクトに従っています。オランダはまた、税務に関する問題の情報交換に関するBEPSプロジェクトの結論を含む、税務に関する問題の透明性に関する国際的動向に従っています。また、特定の情報に関して保留にしているものはあるものの、オランダは多国間協定 (MLI) に署名及び批准しており、現在交渉中か、MLIの署名時にまだ施行されていないいくつかの租税条約を除き、オランダが締結しているすべての租税条約をMLIの対象としました。

移転価格: 国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル

BEPSに関する法案の一例として、OECD国別報告書の導入が挙げられます。報告書は、初期的な（国際）税務当局に対する（税）リスク評価ツールとなります。OECDの報告書によれば、少なくとも7億5,000万ユーロの売上高を有する多国籍企業グループは、究極の親会社が居住者である国において、国別報告書を提出しなければなりません。税務当局は、この情報に関連する他国（これらの報告書を相互に交換することに合意している国に限る）の税務当局と交換します。

また、合意されたOECDの報告書では、そのようなグループ内の各企業は、マスターファイルとローカルファイルを作成する義務があると定めています。マスターファイルには、グループ全体の移転価格に関する情報が含まれていますが、ローカルファイルには、ローカル企業のすべてのグループ内取引に関する情報が含まれています。なお、これらの情報は公開されることはありません。

オランダは、この報告書に規定されているシステムおよび方法により国別報告書の作成を実行するための法律を制定しています。さらに、オランダでは、少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する企業は、ローカルファイルとマスターファイルを作成保管する義務があります。

上述の通り、多国籍企業グループの最終的な親会社は、国別報告書を提出しなければなりません。また、7億5,000万ユーロの売上高を有する多国籍グループ内のオランダ企業は、最終的な親会社または代理親会社が国別報告書を提出するかどうかをオランダの税務当局に通知しなければなりません。もし、そうでない場合は、どのグループ会社が報告書を提出するかについて税務当局に報告しなければなりません。この通知は遅くとも、会計年度の最終日までに行われる必要があります。

さらに、国別報告書を提出しなければならないオランダ企

業は、会計年度終了後12ヶ月以内にこの報告書を提出しなければなりません。マスターファイルとローカルファイルは、税務申告書の提出時までに作成し保管されている必要があります。この点、後述をご参照ください。

なお、2018年にオランダ財務省は新たな移転価格指針を公表しています。当該指針は、独立企業原則に関するさらなるガイダンスを提供し、BEPSプロジェクト及びその結果行われた変更事項を主にまとめた2017年版のOECD移転価格ガイドラインに、関連する変更を反映することを目的としています。また、当該指針は、2017年版の移転価格ガイドラインに含まれる様々なBEPS関連事項（移転価格算定手法、評価困難な無形資産及び評価方法）のオランダ税務実務への適用に関する、特にポストBEPS時代におけるオランダ税務当局のポジションに関する追加のガイドラインを提供します。

租税回避対策指令I (ATAD I)

EUは租税回避対策指令I (ATAD I) を採択しました。この指令では、租税回避を防ぐためのいくつかの措置が含まれています。租税回避対策指令Iには、支払利息の損金算入制限、出国課税、一般的な濫用防止規則、タックスヘイブン対策税制 (CFC税制)、ハイブリッド金融商品やハイブリッド事業体を用いることにより生じるEU加盟国間の税務上の取り扱いの相違 (ハイブリッド・ミスマッチ) に対処する措置が含まれています。これらの規則は、EU加盟国すべてで導入され、原則として2019年1月1日から施行される必要があります。EU加盟国であるオランダにおいても、2019年1月1日から施行されています。

具体的には、オランダはATAD Iを実施するために、法人税に関するCFC税制、過大支払利子税制の導入及び出国課税の若干の変更を実施しています。CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等（オランダ財務省が毎年公表する税率が9%未満の国もしくはEUリストに掲載されている税目的に非協力的な管轄区域）に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

オランダ財務省によれば、一般的な濫用防止規則はオランダの従来の法律によりすでに事実上存在しているため、ATAD採択による実質的な変更はありません。

新たな過大支払利子税制は、支払利子の損金算入が納税者のEBITDAの30%に制限されます（ただし、1百万ユーロまでは損金算入が認められ、損金不算入の場合は繰越制度があります）。なお、過大支払利子税制の導入に伴い、従来の支払利子損金算入制限 (Article 13l及びArticle 15ad) は2019年1月1日に廃止されました。

法人税における出国課税制度は、出国課税が出国後5年以内

(ただし、資産の売却等により、実現する場合はその時点まで)に全額支払わなければならぬという点のみ変更されました。

租税回避対策指令II (ATAD II)

租税回避対策指令Iに含まれる法律の範囲を拡大するため、欧州委員会は、EU加盟国と第三国間のハイブリッド・ミスマッチに対処する措置を提案しました(租税回避対策指令II)。ハイブリッド・ミスマッチとは、事業体、金融商品、恒久的施設及び事業体の居住地等に対する複数国間における税務上の取り扱いの差異に起因する一定の効果(一方の国で損金算入、他方の国で益金不算入又は双方の国での二重控除)をもたらすものです。ATAD IIは既にEUレベルで採用されており、EU加盟国は原則として2019年12月31日までに導入し、2020年1月1日から適用を開始することが求められています。オランダにおいても、ATAD IIは2020年1月1日から既に適用されています。

DAC6

DAC6(報告対象となるクロスボーダーアレンジメントに関する課税分野での強制的な自動的情報交換に関するEU指令)は、EU加盟国が関係するクロスボーダー取引に係る一定のアレンジメントに対して報告義務を課すものです。クロスボーダーアレンジメントのうち、一定の指標(ホールマーク)に該当する場合や当該アレンジメントの目的が主に税務上の便益の享受である場合、報告対象となります。当該制度は、付加価値税や物品税を除く全ての税目を報告対象とします。全てのEU加盟国は、2019年12月31日を期限としてDAC6に準拠する国内法を整備し、2020年7月1日から適用することが求められています。

そのため、オランダでは2020年7月1日からDAC6の適用が開始されます。オランダは当該制度に関して、ホールマークや対象税目の追加等、報告対象の範囲の拡張は予定していません。

CCTBとCCCTBの導入

欧州委員会は2011年にEU域内で事業を行う法人への単一法人税規定の選択肢の提供を目指したCCCTB(連結法人共通課税標準: Common Consolidated Corporate Tax Base)指令を提案しましたが、理事会で未決定となっています。理事会での議論によれば、2011年に公表されたCCCTB提案は、段階的なアプローチなしに全ての採択が得られる可能性は低いことが明示されています。そのため、欧州委員会は2015年のEU域内の公平で効率的な法人課税を確保するための行動計画に関する会合の中で、段階的なアプローチを提唱しています。第一段階は、2016年6月のATAD(租税回避防止指令)の採用です。第二段階は、CCTB(法人共通課税標準: Common Corporate Tax Base)の義務的規定の採用です。第三段階は、欧州委員会の最終目標である連結納税規定(CCCTB)の採用です。CCTBとCCCTBの違いは、クロスボーダーの損益通算とグループ内取引の消去です。欧州委員会によるCCTB及びCCCTBの新たな提案の採択により、2011年のCCCTB案は取り下げられます。なお、ATADはミニマムスタンダードの指令になりますが、現在のCCTB及びCCCTBの提案は、より規範的なものである点に留意が必要です。

国家補助規制

欧州委員会は、ここ数年の間、企業と各国当局との特定の補助スキームや個別のタックスルーリングがEUの国家補助規定に違反しているかどうかの調査を行っています。これらの事例の中には、欧州委員会がすでにこれらのスキームやタックスルーリングが実際に違法な国家補助であると結論づける最終決定を下したものもあります。これらの国家補助と結論付けられたものの1つに、オランダのタックスルーリングに関するものがあります。オランダ政府はこの判決に対し、欧州第一審裁判所に控訴しました。欧州第一審裁判所は、欧州委員会はEU国家補助規制の意義の範囲内での経済的優位性の存在を実証していないとの見解を示し、欧州委員会の決定を取り消す判決を下しました。

欧州委員会は、最終的に国家補助であると結論付けることが予測される他のオランダのタックスルーリングも調査しています。オランダ政府は、オランダのタックスルーリング制度がオランダ税法から逸脱していないことを踏まえて、一般的にはオランダのタックスルーリングの実務が国家補助を可能にさせることはないという立場を取っています。オランダのタックスルーリング制度は、事前に確実性を得ることを目的としています。

私たちPwCがお手伝いできること は?

- BEPSの影響と新たな法制を評価します。
- 多国間協定の影響を評価します。
- 国別報告書の提出の必要性を確認します。
- 国別報告書の作成を支援します。
- ローカルファイルおよびマスターファイルの作成を支援します。
- 租税回避対策指令の影響を評価します。
- DAC6の報告対象となる取引の識別に関する支援をします。
- 国家補助に関する情報のアップデートを行います。
- CCTBとCCCTBの導入による影響を議論します。



オランダ税制

法人税

範囲

一般的に、オランダ居住者である法人は、全世界所得に対して法人税が課されます。ただし、一定の収入は課税ベースから免除または除外することができます。一方、非居住者である法人は、原則としてオランダ国内源泉所得のみが課税標準に含まれます。これらの企業にとっては、オランダの企業から得た収入等がオランダ源泉所得に含まれます。これは、オランダの恒久的施設またはオランダの恒久的な代理人によって運営される事業または事業の一部に帰属する収益です。

居住地

オランダでは、法人の税務上の居住地は個別の事実関係により決定されます。法人の管理支配はこの点で重要な要素となります。オランダ法に基づいて設立された会社は、オランダの居住者とみなされます。オランダの税務上の居住者証明またはタックスルーリングを取得するためには、最低限の実体要件は、企業の経営と管理がオランダで行われていることを効果的に保証する指標となります。

税率

現行の標準税率は25%ですが、2021年に21.7%まで軽減されます。また、課税所得のうち、20万ユーロ以下に対して適用される現行の軽減税率は16.5%ですが、2021年に15%まで軽減されます。一定の要件を満たす投資ファンドの法人税率は0%になります。

課税標準

法人の所得は、「健全な商慣行」の原則に従って毎年決定されます。利益と損失は、一定の基本原則に基づき、各年に帰属されます。しかしながら、オランダの税法には健全な商慣行の概念から明らかに逸脱した規則が含まれています。例えば、税法は一部の資産の年間の減価償却を制限する可能性がありますが、他の資産の減価償却を加速させる可能性もあります。さらに、特別な財政政策の結果として、主要な規則に多くの例外があります。最も重要なものは資本参加免税です（この点、後述をご参照ください）。

オランダの税制は、特定の投資を刺激するなどの目的のため、いくつかの税制優遇措置があります。要件が満たされれば、小規模投資、エネルギー効率のよい環境資産への投資、研究開発活動に対する税制優遇措置が適用されます。詳細については、後述の税制優遇措置をご参照ください。オランダには、特定の要件を満たす船舶事業から生じる利益に対して任意の有利な制度もあります。

事業活動に対する収益は、第三者間取引価格でなければならなりません。つまり、関係会社間の取引の条件、価格は、独立した第三者に適用されるものと同様でなければなりません。オランダ法人は、使用される取引価格について裏付ける適切な移転価格文書を作成し、保管する義務があります。移転価格文書には、機能リスク分析（機能、リスクおよび資産の記述）、経済分析（ベンチマークを含む）、移転価格ポリシーおよび内部契約の文書化が含まれます。

会社の状況に応じて、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの文書化が義務付けられます（この点、後述をご参照ください）。

もし関連会社間の取引が第三者間取引価格でない場合には、課税所得は税務当局によって調整される可能性があります。さらに、第三者間取引価格と異なる取引は、実質的な資本の出資もしくはみなし利益分配であると考えられる可能性があります（後者は配当源泉徴収税が課される可能性があります）。

支払利息の損金算入

原則として、法人税の計算上、支払利息は損金算入されます。しかしながら、上述した過大利子税制等、いくつかの損金算入制限規定があります。新しい過大利子税制は、支払利子の損金算入が納税者のEBITDAの30%に制限されます（1百万ユーロまでは損金算入され、また繰越制度があります）。さらに、支払利息を損金算入することにより、税源浸食が生じるのを防ぐため、特別な損金算入制限規定があります。ただし、事業目的が伴っている場合等、一定の場合には、これらの損金算入制限規定は適用されません。

減価償却

一般に、減価償却は、定額法、定率法により、過去の費用に基づいて計算されます。しかしながら、オランダの税法には、不動産、のれんおよびその他の資産の減価償却を制限する特定の規定があります。

一方で、いくつかの特定の資産について加速償却や任意償却も認めています。加速償却は、オランダの環境保護のための適格投資に適用されます（資産の75%に対して加速償却が適用でき、残りの25%に対しては通常の減価償却が適用されます）。加速償却は、特定の他の指定資産、例えば起業家および海上船舶の投資にも利用可能です。一定の条件下では、無形資産の取得原価を一度に費用化することができます。

機能通貨

オランダの納税者は、申請により、特定の条件下で課税所得をユーロ以外の通貨で計算することができます。申請は、設立の最初の事業年度中、または新しい事業年度開始前になされなければなりません。一方で、税金の納付は常にユーロで行わなければなりません。

資本参加免税

オランダの資本参加免税制度は、子会社が親会社に支払う利益配当に対する二重課税を撤廃することを目的としています。納税者は、適格株式保有（一般的には5%以上の保有割合）に関連する配当や株式譲渡益などのすべての利益について、法人税が免除となります。また、オランダ法人が配当を行う場合に、オランダの配当源泉税が免税となります。もし納税者がいわゆる動機テストを満たせず、資本参加が実際にポートフォリオ投資とみなされる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には資本参加免税が適用されます。

- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が、オランダの基準に照らして、十分に（少なくとも10%の実効税率で）課税されていること（実効税率テスト）
- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が直接または間接に保有する資産の50%以上が、低税率ポートフォリオ投資で構成されていないこと（資産テスト）

なお、資本参加免税の適用を受けるための、株式の最低保有期間はありません。また、例外として、適格株式保有をしている会社であっても、清算により生じる損失は、法人税上、控除することが可能です。

非適格ポートフォリオ投資の場合、間接税額控除制度が資本参加免税の代わりに外国法人税に対して適用されます。アーンアウト（M&Aクロージング後の買収価額の調整）に関連する収益および費用は課税対象外となります。また、株式の取得もしくは譲渡に関連する費用は控除対象外となります。

上述の通り、2019年から、CFC税制が導入されています。CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等（税率が9%未満の国もしくはオランダ財務省によって明示されているリストに載っている非協力的管轄権）に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

親子会社指令の導入

2016年1月1日以降、企業の納税者は、支払配当が子会社において損金算入されるような場合には、当該受取配当については、資本参加免税や外国税額控除を適用することができます。これは特定のハイブリッド金融商品の場合に該当する可能性があります。納税者がどのような意図でこれらのハイブリッド金融商品を採用したかは当該規定の適用には無関係となります。これらの変更により、すべてのEU加盟国が義務付けていたEUの親子会社指令の導入が実施されました。オランダはこの点で実務的で納税者に寛容な方法を選択しています。なお、ハイブリッド・ミスマッチ及びATAD IIの詳細は前述をご参照下さい。

現在の実体要件の適用範囲に中間持株会社を含むように改正されました。しかし、一般的には、既存の実務に大きな変更はありません。

イノベーションボックス課税

自社で開発した無形資産から得られる使用料を含む利益に関して、特別な制度が適用されます。イノベーションボックス制度により、納税者は、特定の条件の下で、これらの無形資産から生じる利益に対してより低い実効税率を適用することができます。イノベーションボックス課税による実効税率は最大7%になりますが、課税所得20万ユーロまでに對してはさらに低い実効税率が適用されます。なお、2021年1月1日以降、イノベーションボックス課税の実効税率が9%に引き上げられることとされています。イノベーションボックス制度は、主にオランダで行われる革新的な活動の利益に適用されます。

イノベーションボックスは非常に重要な制度です。他の制度（後述の「税制優遇措置」をご参考ください）と組み合わせることにより、オランダは研究開発を行っている企業にとって理想的な場所になります。

連結納税制度

オランダ法人である親会社とそのオランダ子会社は、一定の条件の下で、連結グループ（Fiscal unity）を構成することにより、オランダ法人税法上、1つの課税事業体として取り扱われることを選択することができます。連結納税制度の下では、連結グループ内の法人間の取引は排除され、連結グループに含まれる法人の事業収入が、法人税の計算の対象となります。オランダの税務上および租税条約の規定上、オランダ居住者となる法人は、この制度を選択することができます。一定の条件の下では、非居住者の納税者は、恒久的施設を通じて、オランダで事業を営んでいる限り、オランダの連結納税グループに含めることができます。

この制度を適用するための主な要件として、親会社が1社以上のオランダの居住法人の株式の95%以上直接または間接に保有していること、有効な経営管理の場所がオランダにあること、連結グループ内の法人が同じ税制を課されていること、が必要になります。

連結納税のメリットは以下の通りです。

- 単一の法人税申告書を提出できる
- 連結グループの課税所得の計算上、連結グループ間での損益を相殺できる
- 連結グループ内の一定の法人間取引を排除できる

連結納税は、税務当局に申請書が提出された後に、適用開始となります。最大で3ヶ月間の遡及適用が可能となります（当該期間中に要件が満たされている場合に限ります）。

連結納税のデメリットは、各企業が共同、かつ、個別に、法人税の租税債務を負う可能性があることと、特定の税制優遇措置の適用が限定される可能性があることです。

EUの判例に従い、オランダの議会は、連結納税制度の範囲を広げてきました。もし、オランダの親会社とオランダの孫会社の中間持株会社がEU/EEA加盟国内の法人で、かつ、その他の要件が満たされている場合には、当該中間持株会社を除いて、オランダの親会社とオランダの孫会社との間で連結納税グループを形成することが可能になりました。また、2社のオランダ子会社を保有する親会社がEU/EEA加盟国内の企業であり、かつ、その他の要件が満たされている場合には、親会社を除いた2つのオランダの兄弟会社間で連結納税グループを形成することも可能になりました。さらに、EU企業のオランダの恒久的施設との連結納税グループの形成もかなり容易になりました。

ただし、2018年1月1日から遡及的に適用される連結納税制度に関するいくつかの改正が行われている点については留意する必要があります。これにより、連結納税の効果が覆されてしまう可能性があります。これらの改正は、ECJの判例に起因して実施されることになりました。この改正により、とりわけ、関連当事者の負債に対する利子に関する規定、ポートフォリオ投資の場合の資本参加免税制度の規定、資本参加免税制度の課税のミスマッチの防止規定、および支配株主の著しい変化があった場合の欠損金利用に関する規定の適用にあたっては、連結納税制度の適用がなかったものとみなされることになります。

欠損金の取り扱い

税務上の欠損金は、1年間の繰り戻しと、6年間（2018年以前の欠損金は9年間）の繰り越しが可能です。

しかしながら、複雑な制度により、企業の究極の親会社による投資持分が30%以上変更した場合には、欠損金の利用制限が課される可能性があります。

外国の恒久的施設に関して、原則として、国境を越えて、損益通算することはできません。つまり、外国源泉の損失はオランダ源泉の所得と相殺することはできません。ただし、外国の事業運営の終了時に実現した損失（最終的な損失額）については例外となります。外国の恒久的施設の最終的な損失額が、オランダの法人税計算上、考慮されます。

国外所得と二重課税排除

オランダ企業の全世界所得が、オランダの法人税の課税対象に含まれますが、通常、二重課税排除の規定が適用されます。オランダは、国際的な二重課税の回避のために約100の租税条約を締結しています。二重課税排除が適用されない場合、オランダは一方的な二重課税の軽減措置を提供することができます。さらに、納税者は、EU指令およびEU法により、有利な規定の恩恵を受けられる可能性があります。なお、オランダは、90ヶ国を超える他の管轄区域と同様、OECDの多国間協定（MLI）を批准しており、租税条約に関連する租税回避に対する複数の措置を講じています。

外国法人から受ける配当（資本参加免税の適用がないものに限る）、利息、使用料に対する二重課税は、オランダの租税条約がある場合、もしくは、法人税の納税者が発展途上国の法人である場合には、税額控除により二重課税が排除されます。もし、租税条約や一方的な救済措置が適用されない場合には、課税所得を計算する際に支払われた外国税額の控除が認められます。

外国の事業活動から利益を得るオランダ法人の納税者に対する二重課税軽減措置があります。納税者の全世界所得は、オランダの税法基準に基づいて決定され、その後、国ごとに「適格および非適格な外国源泉の事業収益項目」と同等の金額だけ減額されます。例えば、適格な所得項目には、外国に所在する恒久的施設に帰属する事業利益や、他国に所在する不動産からの収入が含まれます。

ほとんどの場合、上述の通り、海外配当は資本参加免税によりオランダ法人税では免税となります。その結果、外国源泉税を控除することができず、関連する企業にとって実質的な費用となってしまいます。しかしながら、もしオランダ法人がそのような配当を親会社に再配当する場合には、オランダの配当源泉税から、外国の源泉徴収税額を控除することが可能となります。控除額は、最大で配当の支払額の3%相当となります。租税条約の基本的な方針として、オランダでは、配当源泉税の減免に関する合意を達成することを目指しています。

出国税

何らかの理由で、法人をオランダから他国に移したい場合、実現利益と未実現利益に対して、出国税が課されます。課税額は移転時に計算されます。移転先の国がEU/EEA加盟国内にある場合、一定の要件および申請のもと、当該課税は5年間に分割して支払うことが出来る可能性があります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- オランダ法人税と配当源泉税の申告に関するアドバイスを行います。
- コンプライアンス手続き等に関する支援をします。
- 親子会社指令もしくはその他のEU指令の影響に関するアドバイスを行います。
- イノベーションボックス制度の適用に関する支援をします。
- 連結納税制度および資本参加免税に関する支援をします。
- CFC税制のような租税回避規定の影響および過大利子税制による支払利息の損金性に関するアドバイスを行います。



付加価値税 (VAT)

EUにおける制度

オランダの付加価値税制度 (VAT) は、EU規制に基づいており、EUの他の地域で使用されているものと本質的には同じです。しかしながら、EU加盟国間では、特に付加価値税率、付加価値税の要件、および適用可能な事業等に関して、いくつかの重要な違いがあります。

付加価値税制度

VATは実質的には消費支出に対する税金です。したがって、理論的には、事業活動に対して、税金の最終的な負担がかかるべきではありません。この点、インプットVAT控除の仕組みにより、この目的は達成されています。企業が商品やサービスを購入する場合、通常はVATをサプライヤーに支払います (インプットVAT)。企業が商品やサービスを他の事業者や最終消費者に販売する場合、VATの具体的な免除規定が適用されない限り、通常、VAT (アウトプットVAT) が課されます。もし、課税対象となるもののみを生産する事業である場合は、受け取ったインプットVATは、一定期間ごとに合計され、支払ったインプットVATから控除した上で、差額を税務当局に支払い (もしくは還付請求) する必要があります。その結果、最終消費者は購入した商品やサービスの最終価格に対するVATを負担することになります。

物品またはサービス供給取引が0%税率もしくは免税となる限り、事業を行う過程で、課税対象者によりオランダで実施された商品およびサービスの供給に対して、VATが課されます。VATの課税事業者は、オランダで事業活動を行っている事業者となります。さらに、課税対象者または非課税法人によるオランダのインフラコミュニティ内 (つまりEU内) の取得、インフラコミュニティ内の輸送サービス、および商品の輸入も、課税取引となります。

上記のすべての行為は、非居住者によって行われている場合でも、オランダで行われた場合は課税対象となります。

さらに、オランダでは、財務的および経済的並びに組織的な関係性により互いに密接な関係がある法的に独立した複数の事業者を、単一の課税対象者 (連結納税 / VATグループ) として取り扱うことが認められています。

もしオランダでの取引に対してVATの納税義務がある場合には、VAT登録を行う必要があります。

持株会社および/または金融会社のVATポジションには特別な注意を払う必要があります。

税率

現在、オランダVATの標準税率は21%です。また、特定の生活必需品やサービス (例えば、飲食品、旅客輸送、特定の労働集約的な修理および保守活動) には、軽減税率の6%が適用されます。0%税率は、例えば商品の輸出に適用されます。2019年1月1日には、軽減税率は9%に上昇しました。

さらに、教育サービスや医療サービスなどの様々なサービス提供に係るVATが免税となります。0%税率と免税の違いは、VAT免税取引のために生じた費用にかかるVATが、インプットVATとして控除できないことです。原則として、0%税率の取引の場合は、インプットVATの全額控除が可能です。

輸入VATの繰り延べ

他のEU加盟国とは異なり、オランダは輸入時に、実際に支払う輸入VATを繰り延べができる制度を導入しています。商品がEU内に輸入される際に輸入VATを支払う代わりに、当該支払いをVAT申告時まで繰り延べることができます。このシステムでは、輸入VATが申告されることになりますが、この金額は同じVAT申告の中で同時に差し引くことができます。その結果、原則として輸入時に実際にVATの支払いがなくなり、キャッシュフローの不利益を避けることができます。

定型フォームのない管理と電子インボイス

他のヨーロッパ諸国とは異なり、オランダでは自由なフォームでの管理が認められています。内容、可読性、そして7年間 (不動産に関する場合は10年間) の保管義務に関する一般的な要件がいくつかありますが、オランダ税務当局の要請があつた際に、データを見やすく、かつ、分かりやすく利用できるようにされている限り、基本的には事業者はどのように管理するかについては自由に決定することができます。これにより、オランダの企業は、他のEU加盟国と比較してオランダのこれらの管理義務を比較的容易に遵守することができます。

もう一つの利点は、オランダが定型フォームのない電子インボイスを認めていることです。標準的な請求書発行の要件は満たされなければなりませんが、信頼性、内容の完全性、電子的に保管された請求書の可読性が保証されている限り、電子インボイスが送られる方法は事業者に任せています。

VAT還付申請

一般的なVAT還付申請は、オランダで数週間以内に処理され、これはキャッシュフローの観点から有利となります。

クリックフィックス

オランダを含むEU加盟国は、EU域内のB2Bのクロスボーダー取引を対象とする4つのVAT制度の改善のための短期措置(クリックフィックス)を導入することが求められています。これらのクリックフィックス(QF)は、会社の管理システム、VAT登録、契約書、電子を含む書類や請求書に影響を及ぼします。

QF1: VAT識別番号及びEUセールスリスト

2020年1月1日以降、EU域内のB2Bのクロスボーダー取引についてゼロ税率を適用するための要件として、顧客のVAT登録番号の入手と検証及びEUセールスリストの申告が厳格化されます。

実務的な影響としては、企業が全ての顧客のVAT識別番号をERPシステムに含める必要性が高まっています。その理由は、顧客の正確なVAT識別番号を記載した請求書を発行し、正しい情報を記載したEUセールスリストを提出する必要があるためです。

従って、顧客のVAT識別番号を定期的に(又は出荷前に)EU VIESシステムで検証することが重要となります。また、当該管理の適切な文書化もこの点において非常に重要となります。さらに、正確な情報を記載したEUセールスリストの申告はゼロ税率を適用するための厳格な条件になります。オランダでは、当該提出者の申告漏れの修正が認められます。

QF2: 輸送証明

EU域内供給にゼロ税率を適用するために必要な証明書類の共通の枠組みが導入されます。

供給者又はその代理人が輸送を行う場合、輸送証明は相互に独立した2つの関係書類である必要があります(例:署名済みのCMRと商品のそれぞれの供給に対する輸送保険契約の組み合わせ)。買い手が輸送を手配する場合、供給者は買い手(取得者)からの書面による声明を保有することが求められます。供給者が必要な証憑を保有している場合、商品はあるEU加盟国から他のEU加盟国に輸送されたと推定されます。税務当局は、輸送が実施されていないことを証明できる場合、当該推定に対して反論を行うことが認められています。

これらの新たな規定は、現在の(オランダの)VAT実務には影響しません。現在オランダの規定、CJEU及び国内の判例に基づき十分な証拠とみなされている全ての証憑は、輸送の十分な証拠として引き続き認められます。

QF3: コールオフストック

コールオフストックの場合、供給者は、事前に商品を倉庫又は顧客が指定する場所に移動させておき、顧客が適時に商品を当該保管場所から引き取るものであり、VAT供給として取り扱われます。

会社が他のEU加盟国に所在する倉庫に自社在庫を移送する場合、当該供給者は、商品の発送側のEU加盟国(架空の)EU域内供給及び商品の到着側のEU加盟国EU域内取得として報告することが求められます。その後の顧客への実際の商品の引き渡しは当該倉庫が所在するEU加盟国の国内納品となります。従来では、供給者は他のEU加盟国への在庫の移送と実際の商品の供給について当該EU加盟国においてVAT登録及び関連するVAT申告が求められていました。新たな制度では、一定の条件の下、他のEU加盟国への物理的な商品の移動は(架空の)EU域内供給を構成しないため、当該供給者はそのEU加盟国のVAT登録を行う必要がありません。顧客が1年以内に商品を引き取ることが条件の一つとされています。

コールオフストックの移転について全てのEU加盟国で平等に取り扱われるため、コールオフストックに関する新たな規定は統一されたシステムを提供します。これらのコールオフストックの適用は選択制ではなく、適用が必須となります。2020年1月1日以前に他のEU加盟国に移送されたコールオフストックに関する経過措置はありません。オランダ税務当局はシステム導入の時期的な理由から段階的に新たなスキームを導入します。

企業は、2019年現在のコールオフストック、コンサインメントストック及び同様の状況下に関するVATの処理を評価し、クリックフィックスの下でのVATの取り扱いを遵守するために必要な手続きについての洞察を得る必要があります。2020年以降はVAT関連規則に準拠するためには、在庫のガバナンスと在庫管理情報の連携が必要になります。



QF4: チェーン取引

国境を越えたチェーン取引は、複数のEU加盟国の取引当事者間の商品の連続した供給から構成されますが、当該チェーン取引において実際に国境を越えた商品の輸送は一回のみであることが通常です。

VATの観点からは、当該輸送はチェーン取引の中の供給の一つのみに割り当てられるため、EU域内供給としてのVATのゼロ税率は当該一つの取引のみに適用できます。他のチェーン取引における供給は、通常、各EU加盟国のVAT登録につながります。

2020年の新規定では、ゼロ税率のEU域内供給はチェーン取引における輸送手配者を基準として割り当てられることされています。

しかしながら、当該供給者（仲介者/中間業者）がチェーン取引内の最初の会社でなく、商品輸送のEU加盟国のVAT識別番号を保有している場合、当該取引がゼロ税率が適用されるEU域内供給として取り扱われます。その場合、仲介者までの供給が国内供給、当該仲介者による供給がEU域内供給となります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VATの管理体制の構築支援を行います。
- VATの観点からのERPシステムの調整を行います。
- VAT上の潜在的なリスクと機会の把握を行います。
- VATに関するすべてのデータを分析するSAPシステムの拡張方法に関するアドバイスを行います。
- 貴社のビジネスにおけるBrexitの影響の検討と対策方法の検討支援を行います。



関税と物品税

EU関税同盟

2020年のBrexit及びUKとの将来的な関係の不確実性に伴い、オランダはEUの主要な物流ハブに選ばれています。EU外からオランダに商品を輸入する場合、商品は関税のために申告されなければならず、通常、関税とVATの対象になります。EUは関税同盟であり、これはEUが関税上、単一の領域として扱われ、原則として、各加盟国で同じ規則と税率が適用されることを意味します。また、一度、商品がある加盟国ですべての納税と輸入手続きが完了している状態となると、それ以上の関税の支払いまたはそれ以上の手続きなしに、他のすべての加盟国間で自由に移動できることを意味します。

しかしながら、規定はEU全体で同じですが、解釈や適用はEU加盟国によって異なる場合があります。開放的でビジネスに優しい環境を持つ貿易国であるという長い伝統のおかげで、オランダ関税局は関税調査に関して柔軟であることで知られています。これは、低い関税が徴収されたり、管理が行われていないことを意味するものではありませんが、オランダの関税局は、通常、会社の業務にほとんど影響を与えるないような方法により、管理や監督を行っています。

関税

EU外から輸入された商品に対して支払う関税の額を決定する3つの要素が存在します。

分類

関税の額は、商品がEUの合同課税品目分類表（EUのコードと税率のリスト）の中で、どのように分類されているかによって決まります。これは、商品が価格に応じた関税率（つまり、価格に対する税率が定められている）もしくは、特定の関税率（例えば、分量当たりの金額が定められている）が課されるものか、または、関税が全く課されないものか（すなわち、0%）を決定します。

申請時に、オランダ関税当局は、商品の分類について決定を下します。拘束的関税分類情報（BTI: Binding Tariff Information）は、各EU加盟国のBTI保有者と関税当局の両方に拘束力を課すため、分類の確実性を提供します。私たちは商品の分類を決定し、その後BTI申請の準備と実証を支援することができます。

評価

価格に応じた関税率を課される場合、EU関税評価ルールはWTOの評価ルールに基づいており、同様に基本的なルールとして取引価値法を適用することが求められています。これは、実際に支払われた、または、支払われる価格が、関税価格の基礎となることを意味しており、すなわち、価格は売買取引に基づくことになります。関連当事者間の取引は、基本

的に取引価格のための基礎として認められます。しかしながら、関税当局は、第三者間取引価格を実証することを要求する可能性があります。そのような取引価格が利用でないか適用できない場合にのみ、代替の方法が適用されることがあります。

関税価格の基礎として売買取引を使用する場合、特定の原価の要素（例えば、EUの国境への輸送と保険、研究開発費やロイヤルティの支払いなど）が支払った価格に含まれない場合には、それらが追加されます。特定の原価の要素（例えば、内陸輸送または設置）が支払った価格に含まれている場合には、一定の状況では、それらが除外されます。

原産地

EUは多数の国々との自由貿易協定や特恵貿易協定を締結しています。これにより、特定の厳格な規則に基づいて、それらの国々から原産地とする商品を、軽減税率もしくは0%税率で、EU内に輸入することが可能となります。しかしながら、EUは、商品の輸入時に、反ダンピング、反補助金（対抗措置としても知られています）、セーフガード措置のような、貿易防衛措置を適用しています。これらは、特定のリストアップされた国に由来する商品に適用されることがよくあります。したがって、調達または生産の関税の取り扱いには注意を払う必要があります。

米国とは異なり、EUは支払った関税に関する一般的な還付制度はありません。これは、商品が輸入され、その後、再輸出されるとき、輸入時に支払われる関税は還付されないということを意味しています。したがって、EU市場向けではない製品に対する不必要的関税の支払いを避けるために、様々な中継地の取り決めを、輸送（通関）、保管（保税倉庫）、加工（保税加工）のために申請することができます。これらの取り決めの一部は、関税と輸入VATの支払いの繰り延べのためにも適用される場合があります。このような中継地の制度を適用するためには、通常、EUに設立された企業のみが利用可能となっている許可が必要になります。

基準を満たしていれば、輸入業者が使用できる可能性がある、関税の免除規定があります。

さらに、輸入、輸送および/または輸出の際の関税手続のために簡素化された手続きを用いることができます。これらの簡素化された手続きは、物理的な関税の検査監督ではなく、法人の管理における監督をすることにより、物流業務のより柔軟な取り扱いが可能となります。簡素化は、輸出の原産地証明書、または請求書のような商業文書上の原産地国文書の自己発行にも関連します（許可された輸出者）。そのような原産地証明書または原産地書類に基づき、軽減税率が課される可能性があります。

近年、EUは様々な自由貿易協定を締結しており、その中でも日本及びシンガポールとの協定は最新のものです。

物品税

物品税は、特定の消費財に支払われる消費税であり、欧州の事情により、規定されています。消費可能な商品には、ビール、ワイン、スピリット、たばこ、鉱物油製品があります。支払うべき金額は多額であり、手続きに関する規則は複雑です。したがって、輸入開始前に確認しておく必要があります。

新欧州連合関税法典

2016年5月1日に新欧州連合関税法典 (UCC: Union Customs Code) が発行され、いくつかの急進的な変化をもたらしました。例えば、関税価格に関する条項が変更され、さらに「最初の販売」に基づいて税関価格を決定することが出来なくなりました。

Game of Trade

PwCは最近、企業や政府が自社の立場から貿易戦争の影響を評価するツールとして、体験型シミュレーションゲームであるGame of Tradeを開発しました。ビジネスリーダーは、関税の引き上げ、非関税障壁、保護主義政策が事業活動、国際貿易及びサプライチェーンに及ぼす影響を探ることができます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 商品の分類およびそれに従った関税率の確認に関する支援
- BTIの申請
- グローバル物流マネジメントシステムの導入支援
- 正しい関税価値の決定（どの原価要素が含まれ、除かれるべきか）
- 許可された輸出者の権限の申請
- システム等を用いた関税手続きの管理強化の支援
- 自由貿易協定等を用いることによりEUでの関税額を減らす余地がないかの検討支援
- 各種関連する申請のサポート
- 商品が消費財となるかどうかの決定プロセスの支援
- 関税および物品税の観点からBrexitの影響の評価と物流の最適化の検討支援



個人所得税

オランダでは居住者は全世界所得に対して課税されます。非居住者は、特定のオランダ源泉所得から得られた収入（主に雇用、取締役報酬、事業収入、オランダの不動産からの収入）のみに対して課税されます。

居住地

個別の事実関係により個人の居住地が決定します。異議がある場合には、オランダの税務裁判所は個人とオランダとの関連性を調べます。結婚している個人が家族をオランダに帯同させる場合、または、単身者としてオランダに1年以上滞在する場合には、駐在員は、一般にオランダの居住者とみなされます。

適格非居住者

オランダの適格非居住者（すなわち、EU、EEA、イスラエル、BES諸島に居住し、オランダで世界の所得の90%を享受している人）は個人/家族控除、税額控除など、通常はオランダの居住者のみが利用できる規定を利用する権利を有しています。

30%ルーリング（後述の「域外費用と30%ルーリング」をご参考ください）の規定に基づき、居住者とみなされる従業員は、部分非居住者として扱うことを選択することができます。この点、「部分的」とは、ボックス1に関しては居住者として取り扱われ、ボックス2およびボックス3に関しては非居住者として扱われることになります（各ボックスの説明は後述をご参考ください）。

ボックス

オランダでは、全世界所得は、3つの課税所得の種類に分けられ、それぞれの収入は独自の制度の下で別々に課税されます。これは「ボックス」と呼ばれます。各ボックスには独自の税率があります。個人の課税所得は、これらの3つのボックスの合計収入に基づいています。

ボックス1

範囲

ボックス1では、労働と住宅の所有からの所得が課税所得となります。起業家および雇用所得と主たる住居の所有権（所得とみなされる）が含まれます。

税率

ボックス1は累進課税です。

所得(EUR)	税率(%)	社会保険料(%)	合計(%)
0 - 20,711	9.70	27.65	37.35
20,711 - 34,712	9.70	27.65	37.35
34,712 - 68,507	37.35	None	37.35
> 68,507	49.50	None	49.50

課税所得

ボックス1に関しては、オランダで事業を行っている外国企業の従業員に最も関連があるため、雇用と家屋の所有からの収入のみについて取り上げます。

従業員がオランダの給与計算に入っている場合、賃金税が給与から引き落とされます。従業員の所得税の前払いとして、雇用主によって控除され支払われます。これは、雇用関係では、原則として現物のすべての給付は課税所得とみなされます。このような給付には、住宅手当、カンパニーカードの個人的な利用、従業員ストックオプション、一時帰国手当、配属前および配属後のボーナスが含まれます。雇用主が払う新規雇用の受入れに関連する引越費用は課税対象ではありません。将来の年金支払い時に課税されるため、承認された年金制度への雇用主による拠出は課税対象ではありません。報酬に基づく株式からの収入および利益は、通常、給付が権利確定（株式）または行使された時点（株式オプション）で課税されます。

「過度な報酬」に関する規定により、ボックス1において、「有利な投資」（利子の扱い）が生じます。過度な報酬からの収入と譲渡益は原則として「その他の活動から生じる収入」とみなされます。特定の状況下では、その収入はボックス2（25%の低い税率）で課税される場合があります。

住宅の融資、改築、または維持に関連する住宅ローンの利息の支払いは、ボックス1の所得から控除することができます。控除額を決定するために、通常、資産価値の0.60%のみなし収入が用いられます。資産価値が1,080,000ユーロを超える場合には、1,080,000ユーロを超える部分の金額に対して2.35%が用いられます。2013年1月1日以降に締結された住宅ローンに係る支払利息については、その住宅ローンの全額が30年以内に定期的に払い戻される場合には、その支払利息を控除することができます。2014年1月1日以降には、控除率が段階的に引き下げられています。2020年に関しては、支払われた住宅ローンの利子が、最大税率46%から控除されることになります。住宅ローンの利子控除は2023年の37.10%に向けて、毎年3%ずつ段階的に引き下げられます。

税額控除

納税者は一定の場合、税額控除を受けることができます。基礎控除に加えて、納税者の個人的状況（例えば、一人親の場合）に応じて、いくつかの他の税額控除を申請することができます。

ボックス2

範囲

ボックス2では株式からの課税所得となります。

税率

ボックス2の税率は、2020年以降、25%から26.25%、2021年以降は26.9%にそれぞれ引き上げられます。

課税所得

5%以上の株式を保有しているオランダの居住者、または、5%の株式を取得する権利を有するオランダの居住者は、実質的株式を所有することになります。この実質的株式の所有から生じた所得はボックス2で課税されます。配当および1つまたは複数の株式または権利の売却益がこの所得に含まれます。ボックス2は、オランダに拠点を置く企業の実質的株式を保有している場合にのみ、非居住者に対しても適用されます。

ボックス3

範囲

ボックス3は、貯蓄と投資から得られる（みなし）所得に適用されます。

税率

ボックス3の税率は一律で30%です（投資収益率については、下記の表をご参照ください）

課税所得

貯蓄や投資からの収入は課税されません。しかし、1月1日に評価された純資産（資産から負債を差し引いた金額）は、年間一定の投資収益率を生むものとみなされます。純資産の金額に応じて、固定の投資収益率が決められています。この固定の投資収益がボックス3で課税されます。日常使用されておらず、ボックス1またはボックス2で課税されていないすべての純資産はボックス3に分類されます。

居住者および非居住者の課税所得の一部は免税となります（2019年：大人1人当たり30,360ユーロ）。また、いくつかの特別な控除が適用されます。非居住者に対しては、一定のオランダの資産のみが課税対象となります（例えば、自宅として使用されていないオランダの不動産、株式や雇用に関するオランダで収入を得る権利）。

資産	想定利回り	実効税率
Up to €30,846	Tax free	0.00%
€30,846 - €103,643	1.80%	0.54%
€103,643 - €1,036,418	4.22%	1.27%
€1,036,418 and more	5.33%	1.60%

外国税額控除

居住者と部分的非居住者は租税条約等により二重課税を排除することができます。

社会保障

オランダには、雇用主と従業員の両者が拠出する広範囲な社会保障制度があります。オランダの社会保障制度は、他の欧州の社会保障制度と比較して、社会保障の拠出金額の上限額が低く設定されています。

社会保障制度は以下のように分類することができます

- **国民保険**：国民保険制度の下では、最大34,712ユーロまでの所得に対して拠出金が徴収されます。現在、拠出金は年額の上限が9,598ユーロで定められていますが、ここから、いくつかの控除を適用できる可能性があります。従業員が支払う拠出金は、課税所得から控除することはできません。国民保険の拠出金と個人所得税は、ボックス1で併せて徴収されます。
- **従業員保険**：従業員保険は雇用主によって支払われます。失業と障害に対する拠出金がこれに含まれます。無期雇用の場合は平均で約6,576ユーロ、有期雇用の場合は平均で約9,438ユーロが拠出されています。
- **健康保険**：従業員は、国際的な健康保険が利用できるかどうかにかかわらず、オランダの健康保険会社と個別に健康保険契約を締結する必要があります。さらに、雇用主も同様に拠出する必要があります。拠出額の上限は3,835ユーロです。

域外費用と30%ルーリング

国外から雇用または出向された従業員が実際に負担する費用は、これらの経費が証明できる場合には、税金が払い戻されます。これらの域外費用には、基本的に、オランダに居住していないかったとした場合にその従業員が負担しないはずだった全ての費用が含まれます。域外費用と見なされる費用には、特に、国外の住宅、語学コース、居住許可、一時帰国に関連する費用が含まれます。

一定の条件が満たされれば、オランダで働く外国人従業員は30%ルーリングの適用を受けることができます。このルーリングにより、雇用からの収入の30%に相当する金額を無税で従業員に支払うことができます。30%ルーリングとは別に、雇用主は従業員の子供のためのインターナショナルスクールの学費を全額免税することができます。

30%ルーリングにより減額される税額により、すべての域外費用はカバーされていると考えられます。したがって、もし30%ルーリングが適用される場合には、実費の域外費用の払い戻しは、30%ルーリングの適用に加えて行うことはできません。ただし、実際の域外費用が30%ルーリングにより減額される税額よりも高い場合は、費用の証明があれば、域外費用の払い戻しを適用することができます。

30%ルーリングの適用のための要件は以下の通りです。

- 外国人従業員は、オランダの労働市場で入手できない、もしくは、不足している特定の専門知識を有している必要があります。これは以下の給与基準により判断されます。ネット給与額が38,347ユーロ (30%ルーリングを含むグロス給与額は54,781ユーロ) が最低限必要になります。30歳未満の大学の学位を持つ場合、ネット給与額が29,149ユーロ (30%ルーリングを含むグロスの給与額は41,641ユーロ) の低い基準が適用されます。
- 従業員は、オランダで雇用される前の24ヶ月のうち2/3以上の期間を、オランダ国境の半径150キロ圏外に住んでいなければなりません。
- オランダで雇用を開始してから4ヶ月以内に30%ルーリングの申請をしなければなりません。この期間を超えた場合、ルーリングは、申請が行われた月の翌月以降にのみ適用されることになります。30%ルーリングは、従業員がオランダの賃金税台帳に含まれている場合にのみ適用可能となります。

2019年1月以降、30%ルーリングおよび域外費用の税額の払い戻しの適用期間は、5年となります。経過措置により、現在権利取得している一定の場合には、最大2年間の延長が可能となります。

さらに、30%ルーリングは、オランダの雇用が終了した時点の賃金税の計算期間の翌計算期間終了時に失効します。30%ルーリングは、出国後に得た所得には適用されません。したがって、30%ルーリングは、原則として、オランダから出国後に課税対象となる賞与や株式から生じる利益に対しては、適用されません。

30%ルーリングの計算例

この計算例は、年間75,000ユーロの給与と年間10,000ユーロの域外費用がある出向者に対して、30%ルーリングの適用の有無による実効税率の違いを示したものです。

	30%ルーリングあり	30%ルーリングなし
雇用者からのグロス給与	€ 75,000	€ 75,000
減算: 域外費用	€ 22,500 (30% of remuneration)	€ 10,000 -/-(actual costs)
所得税上の課税対象	€ 52,500	€ 65,000
減算: 所得税	€ 10,011	€ 14,680 -/-(actual costs)
減算: 国民保険拠出	€ 9,598	€ 9,598 -/-(actual costs)
加算: 各種控除	€ 3,674	€ 2,215 +/-
ネット給与	€ 59,065	€ 52,937
実効税率	21%	29%

賃金税

オランダに居住または恒久的施設を有する個人事業主、または、人員を雇用している個人事業主は、賃金税を源泉徴収する義務があります。オランダに居住しておらず、かつ、従業員（その給与所得がオランダで課税されるものに限る）を有する個人事業主は、オランダでの賃金税の源泉徴収代理人になることを選択できます。

賃金税の源泉徴収代理人は、従業員の賃金から賃金税および国民保険料の源泉徴収と、従業員の保険料と健康保険法に基づく所得関連の拠出金を負担することが義務付けられています。社会保障保険料は、従業員がオランダの社会保障制度によって保護されている場合にのみ支払われるものです。

賃金税および国民保険料は、従業員の所得税に対する源泉税です。医療保険法に基づく保険料および所得関連拠出は、雇用主の負担です。2020年の場合、従業員の保険料の上限は無期雇用の場合は約6,576ユーロ、有期雇用の場合は9,438ユーロであり、医療保険法に基づく所得関連の拠出金の上限は3,835ユーロです。

賃金は、雇用契約に従って従業員が受け取るすべてのものと意味すると理解されていますが、一部の項目は一般的な業務関連費用スキームまたは特定の免除規定に基づき、免税となる場合があります。従業員への精算や現物給付を行っている雇用者は、賃金税への影響を検討する必要があります。特定の免除規定（例えば、オランダの年金給付および特定の賞与の受給権に関する免除規定）が適用されない場合には、精算または現物給付は、従業員の個人賃金か、または、業務関連費用スキームに含まれます。

業務関連費用スキーム

業務関連費用スキームでは、雇用主は精算や無税の現物給与の支給を提供することができます。当該スキームの予算は、従業員に対する年間支給額の最初の40万ユーロまでは1.27%、課税支給額の残額については1.2%です。さらに、いくつかの特典を当該スキームの予算内に含めることなく、課税なしで提供することができます。当該スキームの予算枠を超過した場合には、雇用者は超過額に対して80%の税金を支払わなければなりません。

業務関連費用スキームでは、精算額が通常必要であると認められる範囲から大幅に（30%以上）乖離していない点に注意が必要です。さらに、特定の給付は、強制的に個人の給与となるため、業務関連費用スキームで非課税とすることはできません。これは例えば社用車の私的使用などが該当します。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 30%ルーリングの改正や移行期間について助言します。
- 賃金税や業務関連費用スキームについて助言します。
- オランダの給与計算のセットアップや賃金税の源泉徴収代理人の登録申請を行います。
- PwCは、所得税申告書の作成、効率的な社会保障申請、30%ルーリングの申請等をはじめとした、海外駐在員に関するリスク管理やコンプライアンス順守に対してサポートをします。
- 適正かつ合理的に、税金、年金、社会保障給付のメリットを得られるよう、適時に適切な人材を配置し、効率的なソリューションを提供します。





その他の税金

不動産譲渡税

オランダにおける非居住用の不動産所有権の取得に対しては市場価格の6%の譲渡税が、居住用の不動産の取得に対しては市場価格の2%の譲渡税が課せられます。ただし、組織の合併、分割、再編成等に起因する非居住用の不動産の取得等に際しては、免除規定が設けられています。

また、不動産を所有する企業の株式の取得に際して、その企業が「Real estate entity」としての要件を満たす場合にも、譲渡税の課税対象となる可能性があるため留意が必要です。

「Real estate entity」とは、株式取得時または全事業年度において、以下の2つの要件を満たす企業のことを指します。

① 総資産の50%超がオランダ国内外にある不動産で構成されていること

② 保有不動産の30%超がオランダ国内の不動産で構成されていること

配当源泉税

オランダ企業（協同組合を除く）からの配当に対しては、15%の配当源泉税が課されます。企業からの配当は、配当前利益に対して既に法人税が課税されているため、二重課税防止の観点から所得税額控除を受けることができます。

EU / EEAの要請により、所得税が免除されている特定の非居住者は、源泉所得税の払い戻しを受けることができます。居住者に關しても、配当に対する課税額が、最終的な所得税額よりも高い場合には源泉所得税の払い戻しを受けることができます。

EU親子会社指令またはEU / EEA法により、EU / EEA諸国の法人に対して支払われる配当に対しては課税されないケースもしばしば見受けられます。当該免除規定の対象法人は、OECD BEPSプロジェクトに基づき判定がなされます。なお、2018年1月1日より、オランダが二国間租税条約を締結している国の法人に対しても、当該免除規定が適用されることとなりました。

持株機能のみを有する協同組合には、配当に対する源泉所得税を控除する義務が課せられています。前事業年度に、オランダに所在する当該協同組合の事業の少なくとも70%が株式の保有であると認められる場合には、当該協同組合は源泉所得税を控除しなければなりません。持株機能のみを有する協同組合に該当するか否かに関わらず、協同組合には源泉所得税の控除義務が課せられます。

利息収入およびロイヤルティ収入に係る源泉税

オランダは、低税率国等（所得に対して課税が行われない又は法定税率が9%未満の国、租税に非協力的としてEUリストに掲載されている管轄区域）に所在する関連会社に対して支払われる利子及びロイヤルティに係る条件付源泉税を2021年1月1日から導入します。当該源泉税率は法人税率と同率とされるため、2021年は21.7%になります。

自動車税と地方税

上述の税金の他に、以下のようないくつかの税金があります。

- オランダで自動車を所有/使用する個人は、オランダの道路税の課税義務が課されます。
- オランダ国内における不動産の所有/使用者には、市税が課されます。
- 相続税および贈与税は、贈答品または相続財産の市場価値に基づき課税されます。
- エネルギー税や水道税等の様々な環境税が課税されます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 配当税の源泉徴収義務の有無を判断します。
- 潜在的な配当源泉税課税の改正や使用料と利息の源泉税課税の導入について助言します。
- 源泉徴収税と所得税の双方の納税義務の決定をサポートします。
- 二国間租税条約の適用条件と実務について助言します。
- 特定の二国間租税条約におけるオランダのMLIへの署名の影響について助言します。
- 国内法と国際法の適用条件と実務について助言します。
- 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規程の順守をサポートします。



税制優遇措置

オランダは、研究開発業務や統括拠点として非常に魅力のある場所でもあります。オランダ税制では、イノベーションや新規ビジネス活動を支援する様々な税制優遇措置があります。

研究開発活動促進税制

オランダの税制は、前述の「イノベーションボックス制度」とは別に、革新的な新たな製品の研究開発に従事する従業員の賃金に対して、賃金税の軽減措置を設置しています。

研究開発費

企業は、給与税と社会保険料を削減することができる助成制度 (Wet bevordering speur- en ontwikkelingswerk: WBSO) を利用することで、研究開発活動のコストを削減することができます。研究開発活動に関するWBSOは、研究開発に関連する給与費用及びその他の経費を対象としており、雇用者側の賃金税負担を軽減します。給与税と社会保険料の控除可能額は、2020年時点では、研究開発費の最初の350,000ユーロ (以後、「パケット1」と呼びます。) の32%、それを上回る超過研究開発費の16%となっています。ただし、当該控除可能額は賃金税額がキャップとなります (スタートアップ企業は、パケット1の40%がキャップとなります)。

当該助成制度の利用にあたっては、RVO.nl (オランダ経済省) のオンラインシステムを通じて、助成申請書を提出する必要があります。当該申請が承認されると、研究開発者の認定証を受領することができます。ただし、当該助成制度の政府予算にも限りがあるため、通常助成金の額は予算の使用状況により変動します。このため、研究開発活動を行うにあたっては、活動費が助成金の対象範囲にあるか否かに留意することが必要です。

投資促進税制

特定の事業資産への投資 (特定の控除対象外資産以外) は、所得控除の適用を受けることができます。

省エネ及び環境促進資産

エネルギー効率の高い資産への投資に関しては、投資額が2,500ユーロを超える場合、追加控除 (EIA) を受けることができます。EIAは、適正と認められた投資額の45%に相当します。環境改善資産への新規投資に関しても、同様の税制優遇措置が設けられています。投資額が2,500ユーロを超える場合、追加控除 (MIA) を受けることができます。MIAは、取得資産の適格性に応じて、投資額の36%、27%または13.5%に相当します。

これらの優遇措置を受けるためには、投資後3ヶ月以内に投資の事実をRVO.nl (オランダ経済省) に報告する必要があります。当該報告は、オンラインを通じて申請可能です。

特別償却制度

特定の要件を満たした固定資産は、特別償却制度を適用することができます。特別償却制度は環境保護を目的として設立された制度であり、一定要件を満たす事業資産への投資に対して適用可能です。

特別償却制度は、特定の要件を充足するオランダの環境保護に資する事業用資産への投資に対して適用が可能です。より詳細は、後述の法人税の減価償却のパラグラフをご参照下さい。

私たちPwCがお手伝いできることは?

- 税務上の各種優遇制度の適用可否について助言します。
- 各種優遇制度の適用の有無の判断について、個別に助言します。
- 申告期日、申告様式、異議申立等に関する諸規定の順守も合わせてサポートします。



税務コンプライアンス

法人税

法人税申告書及び賦課決定通知

オランダ民法に基き設立された会社、または、税務上の居住地がオランダである会社は、毎期法人所得税 (CIT) を申告する必要があります。

オランダの税務当局は、会計年度の期首に暫定の賦課決定通知書を発行します。3月決算会社等の暦年と一致しない会計年度の会社に関しては、後述する各期限・期間とは異なる要件が適用されるため留意が必要です。

最初の暫定の賦課決定通知書は、毎年の1月に発行されます。当該賦課決定により算定される課税所得は、過去2期間の課税所得の平均値、もしくは、納税者が提出した予定申告書に基づいて算定されます。予定納付の支払期限は当該賦課決定通知書に記載されていますので、賦課決定通知書の発行日から6週間以内に一括で支払うか、または、2月から12月にかけて11回分割で支払わなければなりません。一括での支払いの場合は、納税者は納税額の割引を受けることが出来ますが、当該割引制度は2021年に廃止される予定です。

なお、納税者はオランダの税務当局に対し、賦課決定通知書の修正を要請することができます。当該要請はオンライン

を通じて提出可能であり、特に不当と認められない限り、当局に受け入れられることが通常となっています。

会計年度の終了後5カ月以内に法人税申告書を提出しなければなりませんが、最大5カ月間の延長が可能です。法人税申告書の作成が、PwC等のプロフェッショナルファームによりサポートされている場合には、特定の要件が満たされれば、会計年度終了後、最大16カ月間の申告期限の延長を行うことが可能です。例えば、2019年12月31日に終了する事業年度においては、法人税申告書の提出期限を、最大で2021年5月1日まで延長することができます。3月決算会社のような暦年と異なる会計年度を適用している企業も、例外なく最大で16カ月間の申告期限の延長が可能です。法人税申告書を提出後は、オランダの税務当局による法人税申告書の審査を経て、最終版の法人税賦課決定通知が発行されます。当該賦課決定通知書は、会計年度末またはそれに税務申告延長可能期間を加えた期限から3年以内に発行されます。最終的な賦課決定通知書に対する異議申立期限は、賦課決定通知日から6週間以内と定められています。

なお、延長申請をした場合の実際の延長期間や、オランダの税務当局が賦課決定通知を発行するために必要な実際の日付・期日・期間は、状況によって異なる場合があります。また、クライアントやPwCの過去の申告の履歴によっては、オランダの税務当局が申告期限の延長期間を短縮する可能性もあります。

私たちPwCがお手伝いできることは?

- 法人税申告書の作成
- 決算書のための未払法人税の計算 (オランダ会計基準・国際会計基準・アメリカ会計基準)
- 税務コンプライアンスプロセスの構築や実行の支援
- ソフトウェアを用いた税務の課題の解決支援 (会計・モニタリング・国別報告書・ワークフロー)
- 既存ERPシステムにおける税務ツールの活用支援
- 国別報告書の作成・提出支援
- 国別報告書に関する税務当局への通知の支援
- 国別報告書のデータの分析
- 国別報告書提出のためのファイル形式の変換支援
- マスターファイルとローカルファイルの作成支援
- 各国の国別報告書の提出要件の検討支援



支払

法人税は賦課決定通知書の通知日から6週間以内に支払う必要があります。延滞利息は、最終の賦課決定通知書と暫定の賦課決定通知書との差額に対してのみ支払う必要があり、会計年度終了後から最終の賦課決定通知日までの期間のうち6カ月を超過する期間に対して延滞利息が計算されます。このため、延滞利息（税額8%程度）を抑えるために、暫定の賦課決定通知書を申請しておくことが望まれます。また、最終の賦課決定通知が暫定の賦課決定通知よりも低い場合には、通常、延滞利息の還付は行われません。このため、暫定の賦課決定通知の段階から、最終評価に可能な限り近い税額を算定しておくことが重要です。

追加の賦課決定通知

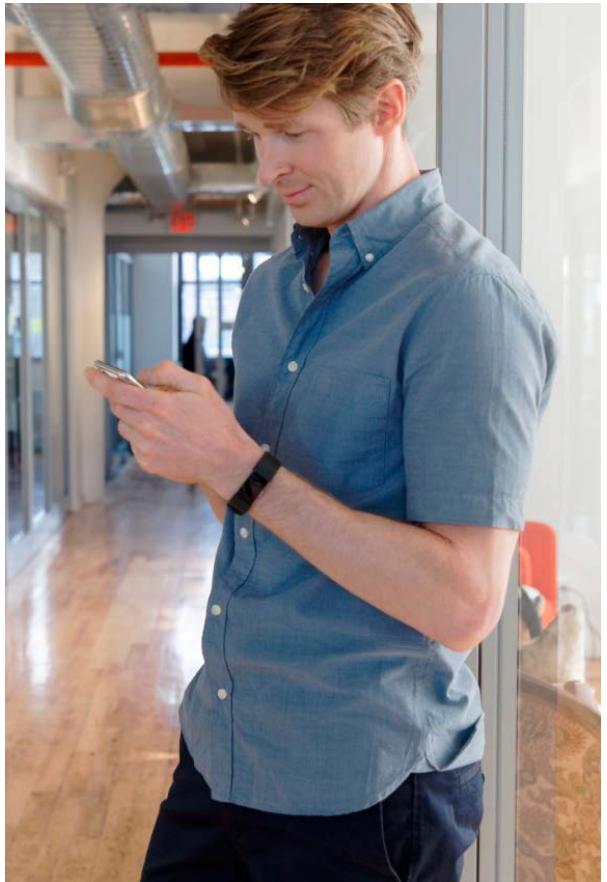
オランダの税務当局は、税務調査官が最終賦課決定通知時点で合理的に識別できなかった新たな情報を入手した場合、会計年度終了後5年以内に追加の賦課決定通知書を提出することができます。法人税の申告期限が延長されている場合には、この5年間の期間はその延長期間に応じて、延長されます。とりわけ、国外所得に関しては、当該追加の賦課決定通知は会計年度終了後12年間認められています。追加の賦課決定通知の結果として、最終賦課決定通知と追加の賦課決定通知の差額に対する延滞利息（最大100%）と所定の罰金が科されます。当然、延滞利息及び罰金は課税所得や税額から控除することは認められていません。

なお、税務当局が追加の賦課決定において定める延長期間、日付等は、その追加の賦課決定通知の内容により異なりますので留意ください。また、クライアントやPwCの過去の提出履歴に応じて、オランダの税務当局は延長期限を短縮する可能性もあります。

国別報告書

会計年度終了後12ヶ月以内に、国別報告書をオランダの税務当局に提出する必要があります。さらに、少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する多国籍企業に属するオランダ企業は、最終的な親会社の税管轄権にかかわらず、マスター・ファイルとローカル・ファイルを保管する必要があります。これらは、税務申告期限内に該当する企業において作成されなければなりません。

7億5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍グループに属するオランダの法人は、最終親会社が国別報告書を提出するか否かを税務当局に通知しなければなりません。そうでない場合には、どのグループ会社がどの国の税務当局に国別報告書を提出するかを、オランダ税務当局に対して通知する必要があります。当該通知は遅くとも、会計年度末までに行われなければなりません。



配当源泉税

配当、みなし配当、各種利息は、配当源泉税の対象となります。配当が実施される際に、配当を行う法人は配当額から源泉税を控除した残額を株主に支払います。配当を行う法人は、配当源泉税申告書を提出した上で、配当から1ヵ月以内に源泉税を税務当局に支払う必要があります。

ただし、2018年1月1日時点では、ほとんどの場合には配当源泉税は課されないと考えられますが、その場合であっても、配当源泉税申告書は提出する必要があります。オランダ法人が、オランダ国内に居住する子会社または租税条約を締結した国から配当金を受け取り、その後、当該オランダ法人が親会社に配当を行う場合には、一定の要件を満たす場合には限り、配当源泉税から当該配当額の3%相当額を控除することができます。

なお、配当が実施された暦年から5年以内に、税務当局は、追加で賦課決定を行うことができます。配当源泉税申告書の作成義務を放棄した場合、および、配当源泉税の支払を怠った場合、ならびに、所定の期限内に納付が行われなかつた場合には、罰金が課されることがあります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 配当源泉税が課されるか否かの検討を行います。
- 配当源泉税の作成支援を行います。



付加価値税 (VAT)

VAT申告

VAT申告の課税期間は通常は四半期ごとになります。ただし、納税者はオランダの税務当局に対し、毎月のVAT申告への変更を請求することができます。納税者が還付を受けられるポジションの場合、毎月申告を行うことによりキャッシュフローの優位性を得られる可能性があります。また、納税者は、特定の条件が満たされている場合には、年間でVAT申告を行うことも可能です。

オランダに設立された法人のVAT申告は、課税期間の翌月末までに行われる必要があります。オランダでVAT登録のみを行っている外国法人の場合、VAT申告は、課税期間の2ヶ月後の末日までに行われる必要があります。年間の申告を行う納税者は、自動的に翌年3月31日まで提出期限を延期することができます。これは、例えその課税期間中にオランダで事業が行われていない場合であっても、または、オランダのVATの還付を受ける権利がない場合であっても、適用されます。

VAT申告は電子申告により提出される必要があるため、週末や祝祭日により、これらの申告期限が変更になることはありません。VAT申告は24時間365日提出することが可能です。VATの納付は、VAT申告を行う際に支払われなければなりません。

VAT申告書を提出してから6週間以内であれば、提出されたVAT申告書を修正することができます。さらに、VAT申告後5年以内に、追加のVAT申告書を提出することができます。ただし、追加のVAT申告については、変更内容が税務当局によって承認されない場合には、正式には認められません。この追加のVAT申告を提出するための特別な書式があります。さらに税務当局に支払うVATの追加支払額が1,000ユーロ以上の場合には特別な書式が必要になります。

EUセールスリストティング

納税者が別のEU加盟国の事業者に商品の販売やサービスを提供する場合（商品の販売の場合には、これらの商品がオランダから出荷される場合）には、EUセールスリストティングを提出する必要があります。商品を別のEU加盟国に販売する納税者は、これらのリストも提出しなければなりません。納税者がリストを提出しなければならない期間は、実際の状況（提供および/または取得の金額および取引の種類）に応じて、毎月、隔月、四半期、毎年のいずれかとなります。

オランダでは、商品のイントラコミュニティ内（つまりEU内）の販売（いわゆる「Opgaat ICP」）に関しては、50,000ユーロを超えるものを提出することになります。イントラコミュニティ内のサービス提供は、四半期ごとに提出することができます。年間でVAT申告を提出することが許可されている課税対象者は、特定の条件が満たされている場合には、リストも年間で提出することができます。当該リストは、該当する報告期間の翌月の最終日までに提出する必要があります。

イントラstatt

オランダから他のEU諸国へ商品の移動が年間1,200,000ユーロを超える場合、または、他のEU諸国からオランダへの移動が年間1,000,000ユーロを超える場合には、オランダから他のEU諸国への商品の移動について、イントラstatt申告を提出する必要があります。

イントラstatt申告は、毎月提出しなければならず、各期間の翌月10日が期限となります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VAT申告書、EUセールスリストティング、イントラstatt申告書、還付申請の作成支援
- 会計帳簿とVAT申告書の照合



個人所得税

個人所得税申告

個人所得税の申告書は、原則として毎年5月1日までに提出しなければなりません。ただし、申告期限の延長できる場合があります。

予定納税および事前還

一般的に、もし納税者が賃金税の源泉徴収の対象とならない所得を有する場合には、所得税の見込み納付を事前に行う必要があります。もし、オランダの給与計算で考慮されない税額控除（住宅ローン利息控除など）がある場合は、毎月の所得税還付額の還付請求のために、税金還付に関するフォームを提出することもできます。

賃金税

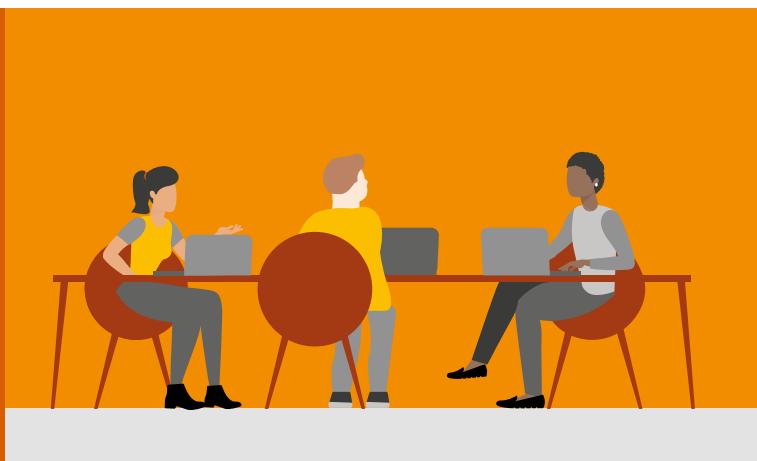
賃金税は、各賃金期間、すなわち従業員が賃金を受け取る期間（通常、毎月または4週間）ごとに計算されます。雇用主は、賃金期間ごとに賃金税申告書を遅滞なく、かつ、正確に提出する必要があります。賃金税申告書は、雇用主に関する項目（雇用主に関する一般情報）と従業員に関する項目（各従業員に関する詳細情報（2019年以降、正しい税金の払い戻しを実行するために、従業員の海外の住所を記載する必要があります）で構成されています。

税務当局は、各種給付や所得税申告手続きのために、詳細な情報を使用します。そのため、最新で、正確、かつ、完全な情報であることが重要になります。従って、雇用主は、賃金税の誤りや不足を常に修正し、補足する必要があります。

賃金税申告書の納税額は、税務当局により定められた期限内に支払わなければなりません。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 賃金税コンプライアンスの支援を行います。
- 賃金税スキームの再構築支援を行います。
- 個人所得税の作成支援を行います。
- 見込み納付に関する支援を行います。
- 給与計算プロセスの構築および運用支援を行います。
- 税務リスクを識別するためのデジタル評価ツールの導入支援を行います。





人材と労働法

人材

会社にとってもっとも重要な財産は人材です。すでにご説明の通り、オランダは高品質の労働市場として世界的にも有名です。加えて、オランダの従業員は柔軟性があり優れた労働倫理をもっています。

オランダの労働組合は稳健な性格であり、企業側とのコンセンサスを前提とした運営を行う傾向にあります。組合員数は一般に少なく、産業内労働紛争が起きた際には、早急かつ客観的に解決されます。企業側と従業員は共同産業労働評議会、社会経済評議会、オランダ労働評議会、ヨーロッパ労働評議会を通して様々な形で協力関係にあります。この協力関係は安定した労働環境に貢献しています。その結果として、賃金コストの上昇は比較的緩やかですが労働生産性は高水準を保っています。

オランダにおける共通の実務として、高度な能力を有する人材との雇用契約にボーナス/報酬スキームを含める場合があります。あるセクターにおけるボーナススキームは特有の法的要件の対象となっています。これらのスキームの記述は、税務メリットをとれるよう、または雇用契約が切れた際に雇用者が予期しないコスト負担が生じないようにする必要があります。加えて、高い給与を払うことなく、従業員にペネフィットを提供できるよう雇用者と従業員双方にとって税務メリットがあるようにすることが可能です。

賃金コストは相対的に低くはないものの、社会保障、年金、などの恩恵に対するプレミアムがあります。それらは雇用者と従業員双方によって負担されます。

オランダの雇用者は自営業の個人を雇うことができます。自営業の個人は従業員ではありません。

実務的には、従業員と自営業の個人を区分することが難しい場合があります。雇用者は、オランダ税務当局が自営業の個人が自社の従業員として取り扱われないことを確認する必要があります。

オランダ政府は、現在、企業に対してWebモジュールを使用して、自営業の個人との労働関係が「雇用」に該当しないこと確認するプロセスを構築中です。また、自営業の個人に対する最低賃金の設定を含む新たな法案策定に着手しています。政府は2021年までにこの新しい法案を施行する予定です。しかし、当該法案は今後、批判を受けて修正される可能性もあり、2021年までに適用されるか否かは不確実な状況です。

当面は、悪意のある場合を除き、自営業の個人との労働関係の施行は2021年1月1日まで延期となりました。しかし、2020年1月1日付で、税務当局は、仮に組織が合理的な期間内に税務当局の指示に(十分に)従わない場合は、当該組織に対する強制的措置を行うことが可能となります。

私たちPwCがお手伝いできることは?

- オランダ労働市場の状況に関して最新の情報を提供します。
- 雇用条件についてアドバイスします。
- 自営業の方のポジションについてアドバイスします。



労働法に基づく要求事項

オランダ法は、雇用主に対して義務と潜在的なリスクを課すことで従業員に対して様々な保護を行っています。これには以下を含んでいます。

- 50人以上を有する企業に対しては、労働組合の設立を求めています。従業員はそのメンバーを選任します。労働組合は、経営者と従業員間のコミュニケーションをファシリテートし、企業の特定の意思決定に対して助言、承認を行います。
- 安全な労働場所を提供する一般的な義務を雇用主に求めています。これには、従業員の健康と安全に関する知見を有する代表者との協議や特定の健康、安全に関連する情報を提供することを含んでいます。
- 職能に応じた新規採用時を含め、従業員に対する差別的な扱いを禁止しています。これは、企業の活動が、雇用主と従業員組織間で合意される産業別団体労働合意 (CLA:Collective labour agreement) の対象範囲に含まれることで可能となります。
- 従業員に対して最低賃金を支払う必要があります。これは、月額固定で年々増加していきます (2020年1月1日現在、21歳以上の従業員に対して月額最低1,654ユーロ)
- 子供の誕生、その他家族の状況に応じて様々な便益を従業員に与えています。例えば、最低16週間は産休及び育児休暇が保証されています。
- フレータイムで働く従業員は通常、週に40時間以下の労働時間となっています。
- 各従業員に対しては有給休暇手当として、最低、1週間当たり平均労働日数の4倍を付与する必要があります。
- 従業員及び新規採用者の個人情報の取り扱いに関して制限を課しています。
- 期間従業員として契約できる人数 (契約) に制限を設けています。

雇用主はすべての従業員を対象とする包括的従業員契約を締結することが推奨されます。これは、すべての雇用条件を含めることに加え、例えば、守秘義務や雇用期間終了後の特定の競合行為を禁止すること等も含まれます。

移民

オランダで働く又は住むすべての外国籍の方は、オランダの移民法の規制対象となります。オランダは多国籍企業で働く給料等の特定の要件を満たす高度な技術を有する外国籍従業員に対しては通常より労働許可証を与えやすくしています。

EEA (欧洲経済領域) 内の国籍及びイス国籍を有する方

EEA(欧洲経済領域)及びイス国籍の方に関しては特段、移民法に基づく要求事項はありません。EEA内の国籍を有する方がオランダに4か月を超えて滞在する場合は居住都市の地方自治体に登録する必要があります。

UKによるEU離脱は、必要な入国手続や、オランダに居住又は働いているUK国籍の方に影響を与えます。正確な影響は提案されている離脱契約及び将来における貿易関係によって異なります。

EEA (欧洲経済領域) 外の国籍を有する方

オランダ外国労働者法に従い、オランダで働く労働者はEEA国籍の方 (クロアチア国籍の方含む) 向けの労働許可証を有している必要があります。

EEA外の国籍の方で3か月未満の間、オランダに滞在する場合 (ビジネスもしくは観光目的) 、シェンゲンビザが必要となる場合があります。シェンゲンビザはEEA外の国籍の方にオランダでの労働許可を与えるものではありません。

180日間の間に90日以上オランダに滞在する場合は、居住許可証が法的に必要となります。加えて、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、バチカン、ニュージーランド、モナコを除くすべての国籍の方は、オランダ入国前に長期滞在者用ビザ (MVV) の取得が必要となります。国籍の会社が認定スポンサーとなっている場合及び国籍の方が他のシェンゲン協定内の国で発行された有効な居住許可証を保持している場合は、MVVは必要とされません。この免除規定は知的労働者 (highly skilled migrant) に対して適用されます。

どの移民手続が必要とされるかは、固有の事実と状況により異なります。労働許可証と知的労働者に関する手続はもともと一般的に利用されています。

労働許可手続

オランダには、企業内出向や研修生向け等、様々なタイプの労働許可証があります。いくつかのEEA外の国籍保有者に対する手続では、オランダに移住し働く場合は、労働許可と居住許可を合わせた一つの許可証 (GVVA) が必要とされます。しかしこの手続には、いくつもの例外が存在し常に適用できるわけではありません。もし、GVVA手続きが適用されない場合は、MVVビザと居住許可証の双方が、労働許可に際して必要とされます。

EEA外の国籍保有者が同じ企業グループ内のオランダ会社に出向となった場合、特定の個人に対して企業内出向労働許可手続が適用されます。この場合、グループの全世界売上高が少なくとも50百万ユーロ以上である必要があります。さらに、当該従業員には学士号が必要であり、経営者もしくは企業内で重要な役職である必要があります。また月次給与が最低4,612ユーロ (2020年度、有給手当を含めると4,981ユーロ) 必要です。

通常、MVVや居住許可を含む労働許可証の申請から承認までの期間は6か月から8か月を要します。

知的労働者

知的労働者に対する居住許可証により、EEA外の国籍保有者は別途、労働許可証をとることなく、オランダで移住し働くことができます。この手続きは一般的に180日間の間に90日以上オランダに居住する労働者に対して適用されます。要項は以下の通りです。

会社は認定スポンサーとしてオランダ移民局 (IND) に登録されている必要があります。

30歳以上の従業員は、月次給与が最低4,612ユーロ (2020年度、有給手当を含めると4,981ユーロ) 必要です。30歳未満の従業員は、月次給与が最低3,381ユーロ (2020年度、有給手当を含めると3,651ユーロ) 必要です。

仮に国籍によりMVVビザが必要とされている場合、いわゆるTEV手続きのものとビザと居住許可が同時に適用可能です。MVVビザを含む場合も含まない場合も居住許可証の取得に要する期間は2週間から4週間程度です。

知的労働者用の居住許可証を取得した場合、個人所得税の項で紹介した30%ルーリングの適用が可能です。

自治体への登録

オランダに4か月未満滞在する場合は、18ある代理オフィスでのMunicipal Population Databaseへの非居住者としての登録は任意です。しかし、税金や人事目的でオランダの住民サービスナンバーを取得する場合は必要となります。

私たちPwCがお手伝いできることは?

- 労働組合のセットアップに関する手続 (労働組合の規程のドラフト、労働組合選挙の運営、スケジュール計画等含む) をサポートします。
- 安全及び健康な労働環境を作るためのガイダンスを提供します。
- 企業活動が必須CLAの範囲でカバーされているかを分析します。
- オランダ労働法関連、例えば、様々な最低休暇規定、雇用契約書のドラフト、従業員解雇手続等のアドバイスをします。
- 個人情報取り扱いに関するアドバイスをします。
- 労働許可証及び居住許可証の申請をサポートします。

会計と監査



会計上の要求事項

オランダ法人は、適時に経営成績及び財政状態を把握できるように、会計記録を記帳することが要求されています。会計帳簿の保存期間は各法制の要求事項により異なりますが、基本的には7年間の保存義務が課されています。国際的な税務戦略の中で、オランダに欧州または周辺地域の統括会社を設置する日系企業も多数見られますが、特定の場合を除き、会計記録の保管場所には特に法制上の要求はありません。また、オランダ法人は、現地通貨であるユーロではなく、独自の機能通貨により記帳することも認められています。

これらの会計記録に基づき、会計年度ごとにアニュアルレポートの作成が要求されます。アニュアルレポートは株主総会における承認決議を得た後、オランダ商工会議所に提出された上で一般公開されます。なお、日系企業のオランダ支店に関しては、当該日系企業の事業報告書及び計算書類等のコピーの提出が要求されています。

オランダ語以外に英語、ドイツ語又はフランス語でのアニュアルレポートの作成及び登記も認められています。



アニュアルレポート

会社規模区分

オランダ法人 (EUで批准された国際会計基準 (以下、「EU-IFRS」) を採用する企業を除く) は、取得原価ベースの総資産、純売上高、平均従業員数の3つの基準に基づき、「小規模会社」、「小会社」、「中会社」または「大会社」のいずれかの会社規模に分類され、それぞれの会社区分ごとにアニュアルレポートの作成義務及び法定監査の要否が定義されています。これらの要件は、後述する連結財務諸表免除要件を満たす会社を除き、オランダ会社を親会社とする連結ベースで判定する必要があります。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
純売上高 (単位: 百万€)	< 0.7	> 0.7 and < 12	> 12 and < 40	> 40
総資産 (単位: 百万€)	< 0.35	> 0.35 and < 6	> 6 and < 20	> 20
平均従業員数 (人)	< 10	> 10 and < 50	> 50 and < 250	> 250

具体的には、総資産、純売上高、平均従業員数のうち2項目が、各会社区分の基準に2期連続で該当した場合 (新設会社の場合は初年度) には、当該会社の区分と判定されます。例えば、総資産及び純売上が「小会社」の要件に2期連続して該当する場合には、当該会社分類は「小会社」と判定されます。なお、EU-IFRSに基づきアニュアルレポートを作成する場合には、規模的な要件に関わらず「大会社」区分に分類されてしまう点に留意が必要です。

アニュアルレポートの内容

アニュアルレポートは、主として以下の文書により構成されます。

- 取締役報告書 (適正な財政状態、経営成績、リスク評価、及び将来事業計画)
- 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書並びに本表に対する注記
- 監査報告書を含むその他の情報

監査報告書には、主として以下の見解が含まれる必要があります。

(a) 財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、決算日における財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否か

(b) 取締役報告書が法的要件を具備しているか否か、財務諸表数値と一致しており重要な誤りを含んでいないか否か

(c) 追記情報 (監査意見には関係しないが、監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項及び財務諸表の記載に

について強調する必要がある事項)

特に、社会的影響度の高い事業体 (Organisaties van Openbaar Belang OOB) と認定された企業の監査報告書には、監査上の重要性、監査範囲及び主要な監査上の検討事項等の情報を含む「長文式監査報告書」の提出が要求されています。

一方で、「小規模会社」及び「小会社」に分類された企業は、取締役報告書の提出義務及び会計監査を受ける義務が免除されています。当該免除規程に関わらず、「小会社」分類の企業に限ってはオランダ商工会議所に対して要約財務諸表 (注記を含む) を提出することも可能ですが、一般的に「小規模会社」及び「小会社」分類の会社は、税法に基づく財務諸表のみを作成する実務となっています。

「中会社」分類の企業は監査を受ける義務がありますが、損益計算書の簡略化や貸借対照表に対する注記の免除等、より簡素化した形式でのアニュアルレポートの提出が容認されています。このように、小中規模法人に対しては、様々な財務管理負担面の軽減措置がオランダ法で定められています。

財務諸表の作成

財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 (以下「GAAP (Generally Accepted Accounting Principles)」) に基づき作成し、企業の財政状態、経営成績、支払能力及び流動性に関して投資家の適正判断に資する十分な情報を含めることが要求されています。

オランダ法上、会計基準としてはDutch GAAPまたはIFRSのいずれかを採用することが認められていますが、上場企業の連結財務諸表に限ってはIFRSに基づく財務諸表の作成が義務付けられています。日本と同様オランダにおいても、自国基準を保持しながら、自国基準とIFRSとの差異の縮小 (会計基準のコンバージェンス) が進められてきました。しかし、いまだなお、「従業員給付」をはじめとして、IFRSとの間には多くの会計基準差異を残しています。これらの会計基準差異を解消するために、オランダ会計基準審議会 (DASB) は、以下のIFRSまたは米国会計基準上の取り扱いに限り、オランダ基準に基づく財務諸表上でも適用を認めています。

- IFRS 9 「金融商品」金融資産の減損に関する予想信用損失の認識
- IFRS 15 「顧客との契約から生ずる収益」収益認識に関する会計処理
- IFRS 16 「リース」リース取引に関する会計処理
- IAS 19 「従業員給付」年金に関する会計処理
- 米国会計基準における年金会計に関する取扱い

連結財務諸表

日系企業の多くがオランダに統括拠点を置く場合に、重要な課題の一つとなるのが連結財務諸表の作成です。オランダでは子会社を有するすべての会社に連結財務諸表の作成義務が課せられていますが、以下に定める要件を満たす企業はその義務が免除されています。

(オランダ民法 第2章 407条2項) 小会社及び小規模会社に対する連結財務諸表の作成免除規定

連結財務諸表ベースで、「小会社」企業の基準を満たした会社は、連結財務諸表の作成が免除されます。

(オランダ民法 第2章 408条2項) 中間持株会社に対する連結財務諸表の作成免除規定

上記第407条2項の要件を満たさなかった会社は、次に同第408条に定められた連結財務諸表の作成免除要件をすべて満たしているか否かを検討します。その主要な要件の一つとして、「当該会社グループがより上位の親会社の連結財務諸表に連結されており、かつ、当該親会社の監査済み連結財務諸表 (当該連結財務諸表は、EC第7号指令またはこれに類する会計原則 (EU-IFRS) に準拠して作成される必要があります。) をオランダ商工会議所に提出すること」が定められています。当該親会社が日系企業の場合、会社法計算規則に基づき作成される連結計算書類等がこれに該当すると考えられますが、日本語での提出は認められていないため、英語またはオランダ語等の言語に翻訳しなければならない点に留意が必要です。

作成/提出期限

アニュアルレポートの提出期限と延長可能期間は下表の通りです。ただし、上場会社は決算日から4カ月以内にアニュアルレポートを一般公開し、また、6カ月以内に株主総会における承認を得なければなりません。

違反時の罰則

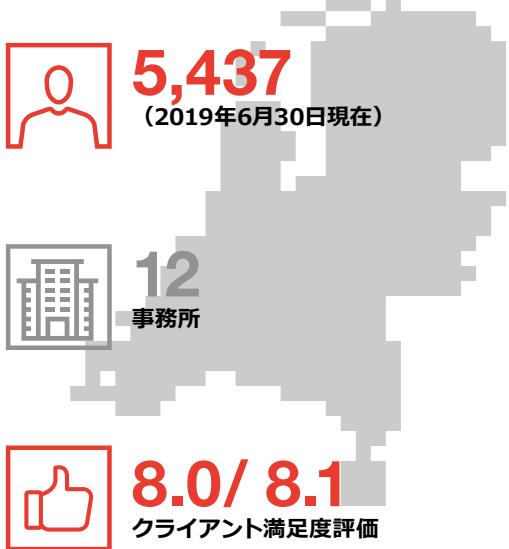
財務諸表の作成及び提出において必要な法的要件が満たされていない場合、当該企業の取締役による経済犯罪が認定される可能性があります。特に、法的要件を満たしていない企業が破産または清算した場合には、取締役の善管注意義務違反が認定され、取締役個人が株主及び債権者に対して損失補填義務が課せられる可能性がある点に留意が必要です。

要求事項	作成/提出期限	延長可能期間
会計記録の維持	年間を通じて継続して記録	
財務諸表の作成	決算日後5カ月以内	最長5カ月 (この結果、実質的な財務諸表の作成期限は10カ月)
株主総会における承認決議	財務諸表作成後2カ月以内	決算日後12カ月以内 (上記延長が適用された場合)
財務諸表の提出	株主総会における承認決議から8日以内	決算日後12カ月以内 (上記延長が適用された場合)

PwCとは

PwCは、グローバルに幅広いネットワークを有している総合プロフェッショナルファームであり、主としてアシュアランス業務、税務業務、アドバイザリー業務を上場企業、非上場企業、公益法人等に提供しています。クライアントの挑戦や社会の変化に対処するために、我々総合プロフェッショナルファームへの期待されることは、複数の分野のコンピテンシーを統合したソリューションを編み出すことであると考えており、PwCはそれを実現するために、部門間の垣根を越えて協力して働くカルチャ (X-LOS) を醸成していると自負しています。実際の業務においても、会計・税務・アドバイザリー等の各々の分野のプロフェッショナルが同時に業務提供したり、頻繁に連絡を取り合います。

PwC オランダ



私達は卓越した専門性を結集し、有機的に協働させる体制を整えています。

私たちを取り巻く世界は日々変化しています。私たちは、革新的なテクノロジーやシステムの変化に起因した未曾有の境地にいます。デジタライゼーションが進行した結果、従来の産業間の境界線が曖昧になっています。新興企業が台頭し、これまで無関係であった業界に参入し、何十年もの間築き上げてきた産業慣行を変革させようとしています。大企業もまたデジタライゼーションを進め、テクノロジー企業の特性を多く取り入れようと努めています。それらと同時に、サイバーリスク、プライバシーリスク、将来の労働力と持続可能性等、業種や業界を超えた様々な課題も認識しています。

当該環境に対応するためには、環境変化への瞬時の対応力及びデジタルトランスフォーメーションが必要です。我々のクライアントの挑戦には、将来にわたって持続可能な力を維持できるための統合的なソリューションが求められています。私たちの組織の強みは、各分野の専門家の専門知識と能力の統合にあります。私たちは、様々な視点から品質改善を繰り返し、差別化を図ることで、社会の重要な課題を解決し、信頼を築きたいと考えています。

法律および規制環境で許容されている範囲内で、アシュアランス、税務、法務、およびアドバイザリーの様々な経験と能力を統合した、革新的なソリューションをクライアントの皆様に提供いたします。

ネットワークの強さ

- PwCは、ビジネスと税務ポジションの最適化に必要な知識を有しており、また、オランダ税務当局との良好な関係を有しているため、クライアントからの各種要望に対して迅速かつ円滑な対応を行うことが可能です。
- PwCは税務実務の規模、サービス提供範囲、そして評判の観点から、世界で最も信頼できる税務業務提供者であるとされています。私たちは世界中の税務当局、政府と私たちの税務に関する考え方について議論をリードしています。
- PwC Legalは伝統的な法律事務所に類を見ない、世界中に弁護士のネットワークがあります。法律コンサルタントとして、私たちは伝統的な弁護士、コンサルタントとして企業法律顧問としての資質を組み合わせています。
- 私たちは、One PwCヨーロッパとして、ドイツ、オーストリア、ベルギー、トルコ、スイスの他のメンバー・ファームと密に連携しサービス提供を行っています。

その中でも、PwC オランダは、5,500名のスタッフと共にオランダ国内に12か所の事務所を構えています。クライアント、コミュニティ、社会に対して価値を創出し続けることがPwCの使命です。私たちはクライアントと私たち自身のために新たな製品とサービスを創出し、テクノロジーを駆使して働き方を改善し、イノベーションを進めています。

アシュアランス部門は、主として情報やそのプロセスに対しての保証業務を提供します。特に、財務諸表の法定監査が当社の保証業務の大部分を占めています。その他の業務としては、システム、プロセス、財務情報または非財務情報に対する保証業務、複雑な会計論点に対するアドバイザリー業務に重点を置いています。

税務部門は、企業、個人、その他組織の税務戦略、税務計画、税務コンプライアンスにかかるサポートや税務関連のアドバイザリー業務を提供しています。例えば、移転価格、間接税、法人税、M&A、データ抽出と分析などがあります。

法務部門は、法務スキル、想定アプローチとして複雑なプロジェクトを遂行するためのテクノロジーサポートを組み合わせた高品質な法務アドバイスを提供しています。具体的には、会社法、商業契約書、労働法、財務規制、パブリックセクター、個人情報保護、リーガルテックなどに関するアドバイスを提供しています。



人事と組織部門は、税務、産業、ビジネス、戦略、タレント、HR、分析とテクノロジー専門性を組み合わせたサービス提供を行っています。具体的には、グローバルモビリティー、企業税、給与計算、HRトランスフォーメーションとテクノロジー、組織デザイン、退職と退職金に関するサービスを提供しています。

アドバイザリーデ部分 (Strategy &を含む)は、デジタルトランスフォーメーションをはじめとした、経営戦略、ビジネスプロセス、システム等の強化・改善等を通じて生ずる「組織の変革」に主眼を置いています。具体的には、経営戦略アドバイザリー業務、M&A関連アドバイザリー業務、組織再編関連アドバイザリー業務、不正・争議・サイバーセキュリティ関連のアドバイザリー業務、事業再生アドバイザリー業務を提供しています。

私たちは戦略の中にSDGsを取り入れています。

17個ある国連SDGs（持続可能な開発目標）は、私たちが2030年までに直面する世界的な課題に対する解決策を見つけ出すための野心的なアジェンダを形成しています。

オランダは、生態学的、社会的、経済的課題をカバーする目標に対して広範囲にサポートを行っています。

PwCは私たちの戦略と活動に、もっとも関連する目標と関連付けることでSDGsに貢献しようとしています。私たちは、私たちのビジネスと能力に関連しもっとも違いを示すことができるものとして、以下の4つのSDGsを選択しました。

PwCの取り込み



私たちの組織の継続的な適合性によって、働きがいと経済成長を確かなものとします。



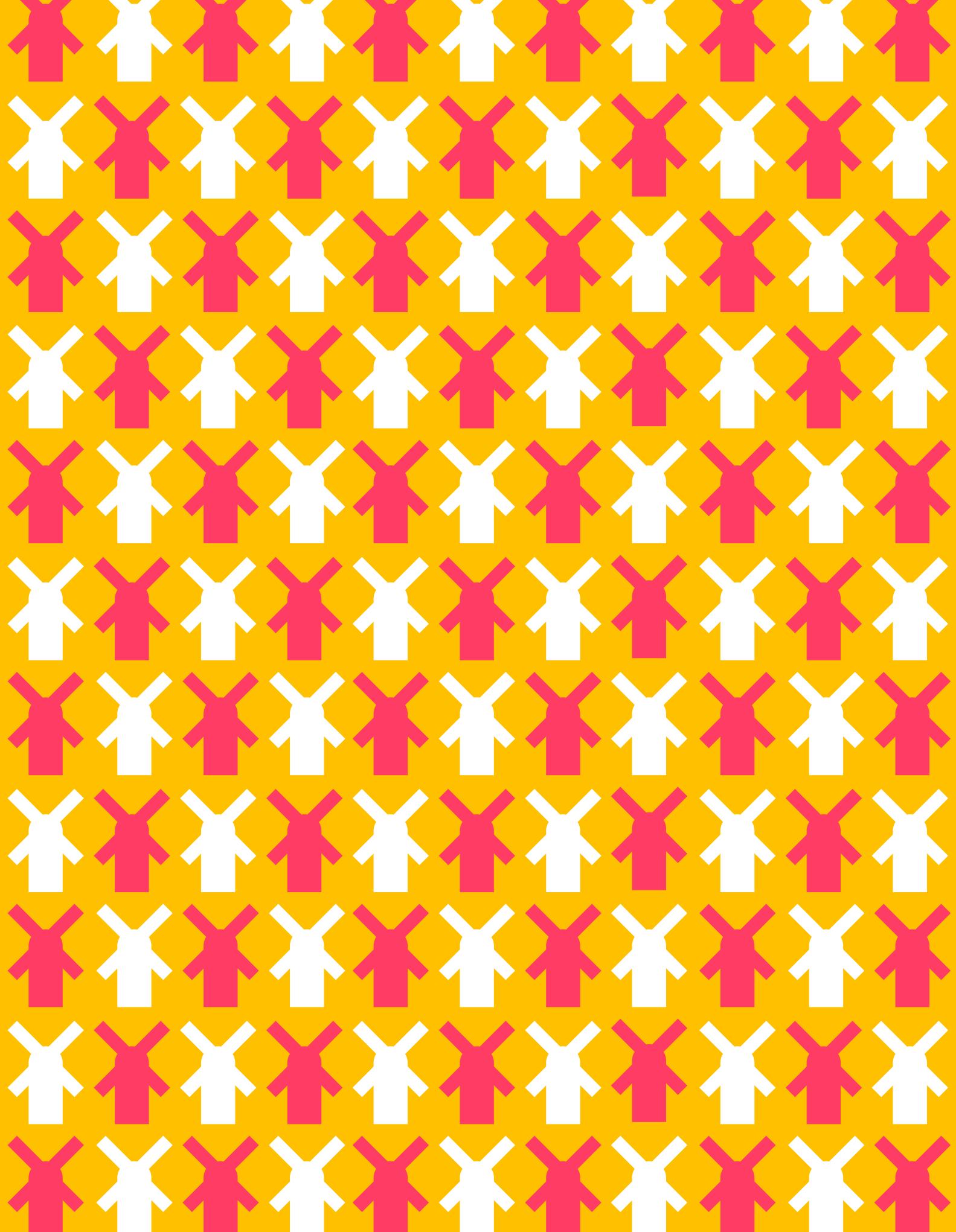
多様性を受け入れる包括的な文化を実現します。



2030年までに100%循環を目指します。（無駄ゼロ、二酸化炭素の排出ゼロ、最適な再利用）。



社会関連トピックに関する税制及び法規制の形成に貢献します。



コンタクト先と関連リンク

さらに詳細な情報やその他お問い合わせは以下の担当者までご連絡ください。



佐々木 崇

シニア・マネージャー

Phone: +31 (0)6 23 27 83 67

Email: sasaki.takashi@pwc.com



渡辺 雅也

マネージャー

Phone: +31 (0)6 13 82 84 72

Email: masaya.watanabe@pwc.com



吉原 翼

マネージャー

Phone: +31 (0)6 12 06 58 66

Email: yoshihara.tsubasa@pwc.com

Links for more information:

PwC the Netherlands:

www.pwc.nl

Tax specific:

www.taxsummaries.pwc.com

NFIA:

www.investinholland.com

This document was created by PwC Tax2Market and concluded on 1 January 2020. Subsequent developments have not been included. This publication is translated in Japanese. The Japanese version is an unofficial translation of the English version. In case of divergence in interpretation, the English text shall prevail.

<https://www.pwc.nl/nl/tax/assets/documents/pwc-netherlands-publication-doing-business-2020.pdf>

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 276,000 people. At PwC in the Netherlands over 5,400 people work together. We're committed to delivering quality in assurance, tax and advisory services. Tell us what matters to you and find out more by visiting us at www.pwc.nl.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, does not constitute professional advice and should therefore not be used as a substitute for consultation with professional advisors. PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V. does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

